

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 105 回全体会合

2019 年 9 月 6 日（金）14:00～17:00

JICA 本部 1 階 111・112 連結会議室

議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認

3. 案件概要説明

- (1) インドネシア国ジャワ北幹線鉄道準高速化事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（開催未定）

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) ブータン国電カマスタープラン 2040 策定プロジェクト（開発計画調査型技術協力）DFR（8 月 16 日（金）開催）
- (2) フィリピン国セブーマクタン橋及び沿岸道路建設事業（第一期）（協力準備調査（有償））DFR（8 月 26 日（月）開催）

5. 環境レビュー方針の報告

- (1) フィリピン国セブーマクタン橋及び沿岸道路建設事業（第一期）（有償資金協力）

6. その他

- (1) GL レビュー調査最終報告案に対するコメント対応について

7. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合（第 106 回）：2019 年 10 月 4 日（金）14:00 から（於：JICA 本部）

8. 閉会

以上

インドネシア共和国
ジャワ北幹線鉄道準高速化事業
(有償資金協力 協力準備調査)

2019年9月6日
独立行政法人国際協力機構
東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

目次

1. 事業の背景
2. 事業の概要
3. 調査期間及び対象地域
4. 調査対象地域の現状
5. 代替案比較検討
6. 環境社会配慮事項
7. 今後のスケジュール

1. 事業の背景

- ジャカルタからスラバヤを結ぶジャワ北幹線鉄道（全長716 km）は、ジャワ島にある5つの幹線の中で最も輸送量の多い鉄道路線。我が国は1970年代から現在に至るまで同路線の複線化や橋梁改修の実施に際し円借款を用いて長年協力を行ってきた。
- しかしながら、近年の人口増加と経済発展に伴い、ジャワ島内の鉄道輸送量の増加は顕著であり、依然として同島内の鉄道輸送力は不足している状況にある。
- こうした中、2016年12月にインドネシア政府から日本政府に対し、同区間を最高速度150～160km/h、所要時間5～6時間で結ぶ準高速化に向けた協力依頼がなされたもの。

2. 事業の概要

- **案件名:** (和) ジャワ北幹線鉄道準高速化事業
(英) Java North Line Upgrading Project
- **本事業の目的:** ジャワ北幹線鉄道の準高速化を実施することにより、ジャワ島内の輸送力増強を図り、もって同地域の投資環境改善及び経済発展に寄与するもの。
- **プロジェクトサイト:** ジャカルタ特別州、西ジャワ州、中部ジャワ州及び東ジャワ州 (ジャカルタ～スラバヤ間：約716km)
- **事業概要:** 鉄道 (狭軌単線) の新設に必要な土木及び設備工事、車両調達
- **実施機関:** 運輸省鉄道総局 (Directorate General of Railways (DGR), Ministry of Transport)

3. 調査期間及び対象地域

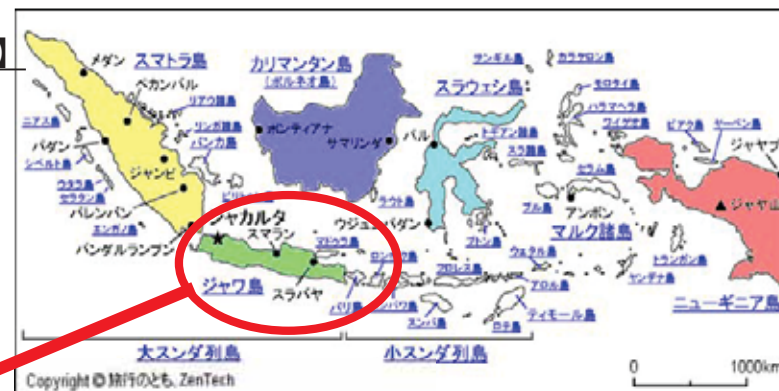
・調査期間

調査時期	調査内容
第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・全線（ジャカルタ～スラバヤ間）の事業性評価。 ・第1期区間（ジャカルタ～スマラン間）の事業性評価と円借款事業の審査に必要な情報収集。
第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期区間（スマラン～スラバヤ間）の事業性評価と円借款事業の審査に必要な情報収集。

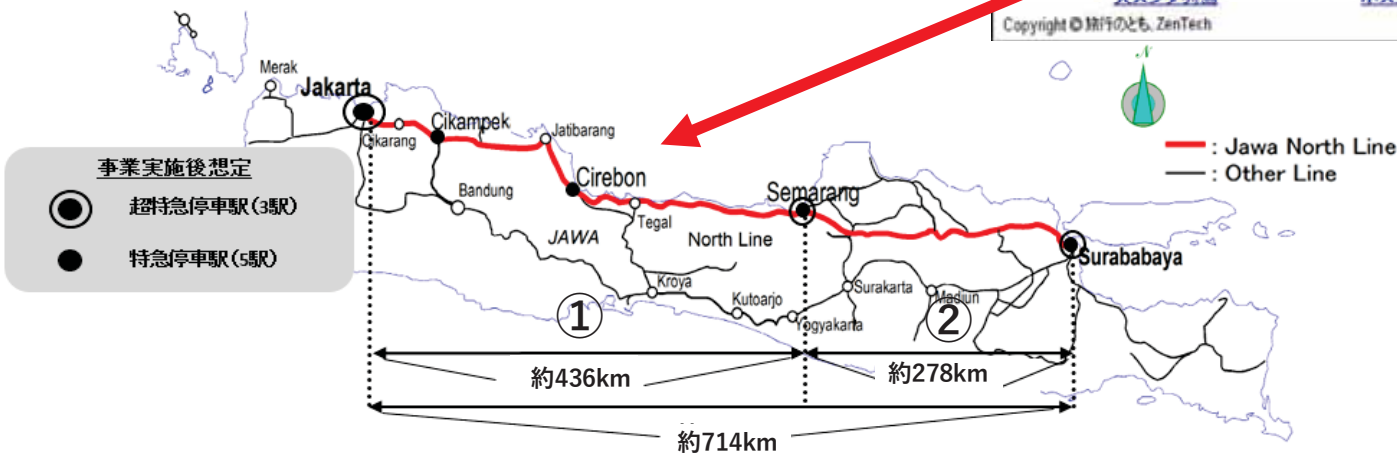
※第2期調査は、第1期調査での全線の事業性が確認され両政府の合意があった場合に実施。

・調査対象地域

【インドネシア全土】



【ジャワ島】



4. 調査対象地域の現状

① Jakarta - Manggarai



③ Cirebon



④ Semarang Tawang



② Cikampek



PT. KAI (2016年撮影)

⑤ Surabaya Pasartri



PT. KAI (2016年撮影)

5. 代替案比較検討 (1/3)

- 既存のジャワ北幹線鉄道用地 (Right of Way: ROW) を最大限活用し、腹付け線増 (線路脇の増設) のオプションを検討。

比較項目	事業を実施しない案	狭軌単線腹付け線案 RRR盛り土 (オプション1)	標準軌単線腹付け線案 RRR盛り土 (オプション2)	狭軌単線腹付け線案 パイルスラブ鉄筋コンクリート (オプション3)
目標所要時間	9~10時間	5時間15分	3時間30分	5時間15分
最高速度	100km/h	160km/h	220km/h	160km/h
電化非電化	部分電化	非電化	電化	非電化
踏切	約2,000箇所	約2,000箇所	約2,000箇所	撤廃 (道路構造物による立体交差化)
車両	DL/DMU/EMU	DEMU	EMU	DEMU
駅構造	地上	高架化	高架化	高架化
線形改良区間数 及び区間延長	0箇所	84箇所 (147.6km)	147箇所 (225.2km)	84箇所 (147.6km)

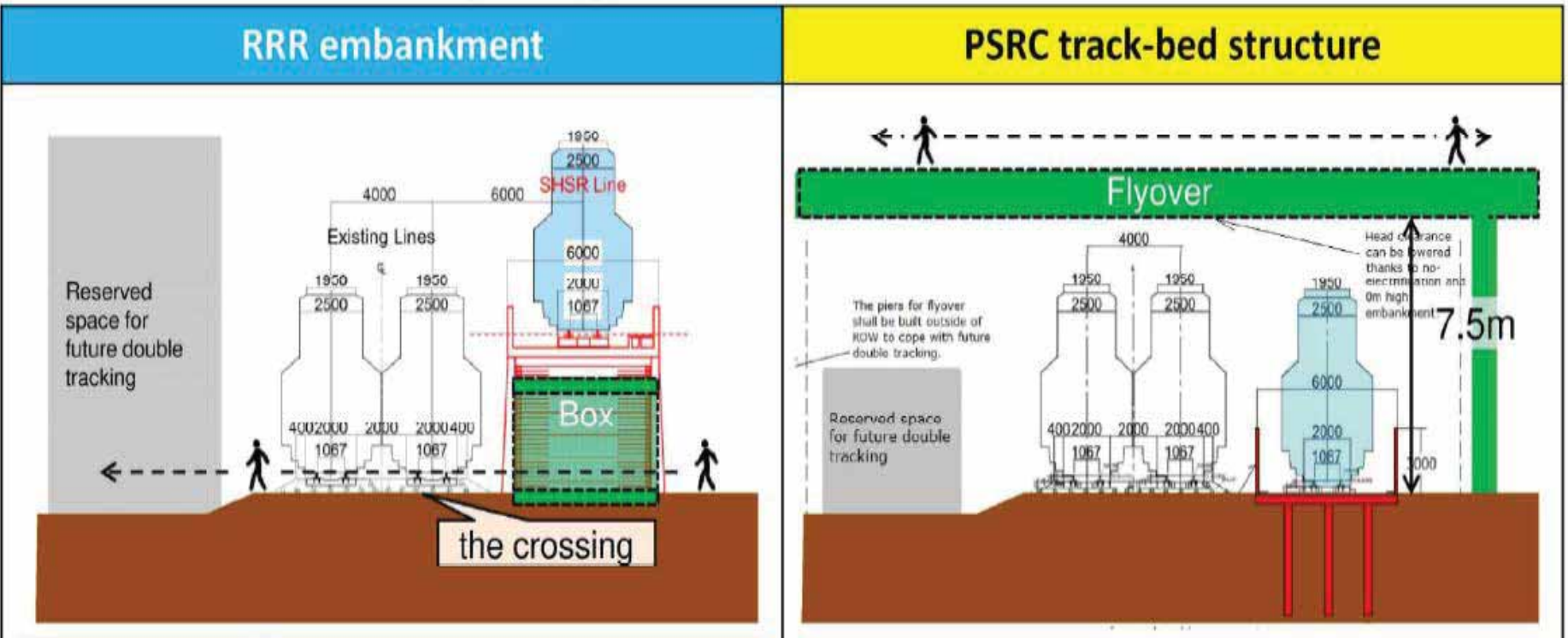
5. 代替案比較検討 (2/3)

- ・既存のジャワ北幹線鉄道用地のROW（を最大限活用し、腹付け線増（線路脇の増設）のオプションを検討。

比較項目	事業を実施しない案	狭軌単線腹付け線案 RRR盛り土 (オプション1)	標準軌単線腹付け線案 RRR盛り土 (オプション2)	狭軌単線腹付け線案 パイルスラブ鉄筋コン クリート (オプション3)
汚染対策	大気汚染源は増えない。	大気汚染源は増える。	大気汚染物質を発生しない車両を用いるため大気汚染源は増えない。	大気汚染源は増える。
自然環境	自然環境への影響なし。	森林伐採の可能性や水象への一時的な影響が生じる可能性があるが、狭軌のため最も影響が小さい。	森林伐採の可能性や水象への一時的な影響が生じる可能性があるが、標準軌のため影響が大きい。	森林伐採の可能性や水象への一時的な影響が生じる可能性があるが、狭軌のため影響が小さい。但し、道路構造物についても、影響が生じる可能性がある。
社会環境	用地取得・住民移転なし。	用地取得及び住民移転が発生するが、狭軌のため最も小規模。	用地取得及び住民移転が発生し、標準軌のため規模はオプション1より大きい。	用地取得及び住民移転が発生するが、狭軌のため小規模。但し、立体交差する道路構造物の設置箇所でも用地取得が発生するため、調査での確認が必要。
コスト (想定)	発生しない。	狭軌のため低いが、パイルスラブ鉄筋コンクリートより高い。	標準軌のため高い。	狭軌のため低く、かつRRRより低いが、立体交差する道路構造物の建設費が必要。
検討結果				*

5. 代替案比較検討 (3/3 補足資料)

- RRR盛り土案 (オプション1及び2) とパイルスラブ鉄筋コンクリート路盤案 (オプション3)



6. 環境社会配慮事項 (1/2)

< カテゴリ分類 >

- カテゴリA（：本事業は上記ガイドラインに掲げる鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため。）

< 環境許認可 >

- 本事業は「イ」国法制度上の環境影響評価（AMDAL: Analisis Mengenai Dampak Lingkungan）の承認が必要である。

< 助言を求める事項 >

- スコーピング案
- ドラフトファイナルレポート案

6. 環境社会配慮事項 (2/2)

項目	想定される影響
汚染対策	<p>(工事中)</p> <ul style="list-style-type: none">・土木工事に伴う大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等 <p>(供用時)</p> <ul style="list-style-type: none">・導入予定の車両（ディーゼル発電）による大気汚染物質の増加、駅での旅客利用や車両基地での維持管理作業に伴う水質汚濁・廃棄物、騒音・振動等
自然環境	<p>(工事中)</p> <ul style="list-style-type: none">・線形改良区間では、地質・地形への影響が想定される。・小規模の保全林が、スマランの西方に1箇所、既存路線に隣接している区間があり、影響に係る調査が必要。・森林伐採の可能性、工事中の土地・地形改変による水象への一時的な影響が生じる可能性があるため、調査にて確認が必要。
社会環境	<p>(工事前)</p> <ul style="list-style-type: none">・準高速鉄道施設（軌道、駅、デポ等）及び跨線橋等の道路構造物の建設には、用地取得及び住民移転（世帯数は調査で確認）が発生する。 <p>(工事中)</p> <ul style="list-style-type: none">・上記に加え工事ヤードや作業員宿舎設営の為に一時的な用地取得や住民移転が発生する可能性がある。・既存の踏切を撤廃するため、地域の分断が発生する可能性があり、緩和策として跨線橋等の道路構造物の建設が必要。 <p>(供用時)</p> <ul style="list-style-type: none">・商業・雇用機会の増加等、地域経済への正の影響が予想される。

7. 今後のスケジュール

【第1期調査】

年	2019						2020					
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
協力準備調査全体行程	日尼両政府による意思確認											
		▲ IC/R		▲ P/R					▲ DIT/R			▲ IT/R
環境社会配慮	AMDAL/LARAP作成支援								承認取付支援			
助言委員会	助言委員会（スコーピング案）						助言委員会（DF/R）					

【第2期調査】 ※ 暫定

年	2020					
月	6	7	8	9	10	11
協力準備調査全体行程	日尼両政府による意思確認					
			▲ DF/R	▲ PreF/R	▲ F/R	
環境社会配慮	AMDAL/LARAP作成支援			承認取付支援		
助言委員会	助言委員会（DF/R）					

※ 第2期調査は、第1期調査で全線の事業性が確認され、インドネシア政府及び日本政府の間で意思確認がなされた上で、実施する。

セブーマクタン橋及び沿岸道路建設事業（第一期）
 （協力準備調査（有償））
 ファイナルレポート 助言対応

助言	対応状況
<p>環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林伐採に対応する植林計画の実施状況を環境モニタリング計画に反映すること。（No.11 原嶋委員） 	<p>樹木の伐採状況をモニタリングするため、モニタリング計画（Table 8.9.2）の工事前の Ecosystem → Cutting of trees along the alignment の測定項目に、「Locations of trees cut、species and numbers of trees cut」を、植林計画の実施状況をモニタリングするため、同 Replacement of cut trees along alignment (incl. relocation and compensatory plantation)の測定項目に、「Locations reforested、species and numbers of trees relocated and planted」を追記いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> Wetland Park の維持管理のコンセプトについて提案し、適切な維持管理の実施を、実施機関を通じてマンドラウエ市に申し入れること。（No.12 原嶋委員） 	<p>Wetland Park の維持管理は、定期的な公園内のゴミ清掃、池清掃、樹木管理等を想定しており、これらの適切な実施を、実施機関を通じてマンドラウエ市に申し入れます。また、本事業でも Wetland Park の想定地域を対象範囲に含めた、実施機関による樹木や鳥類のモニタリングを計画しております。</p>
<p>社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響評価表について、JICA とフィリピン EIS の評価方法の違いについて明確に説明すること。（No.24 長谷川委員） 	<p>JICA とフィリピン EIS の評価方法の相違は、影響評価を行う時期が、前者では工事中と供用時を分けた評価を実施するのに対して、後者ではこれらを分けずに評価を実施することに起因するため、その旨を説明する以下の文章を FR の 8.7（P8-188）に追記いたします。</p> <p>There is a difference in method of evaluation between the JICA Guidelines and the Philippine EIS system regarding the timing of impact evaluation.</p> <p>In JICA's evaluation, evaluations are made for construction phase and operation phase, separately, while the Philippine EIS does not require evaluations for the said separate timings. For this reason, JICA evaluation and Philippine EIS evaluation results do not correspond one-on-one, but the results are consistent.</p>

フィリピン国「セブーマクタン橋及び沿岸道路建設事業」 に係る環境レビュー方針

1. 案件概要

(1) 事業目的

本事業はセブ都市圏において、セブ島およびマクタン島を結ぶ橋梁及び同橋梁に接続する沿岸道路を建設することにより、増加するセブーマクタン島間の渡河交通需要への対応とセブ市街地の交通渋滞の緩和を図り、もって同都市圏の社会経済の健全な発展に寄与するもの。

(2) 事業内容

事業対象地	セブ都市圏（マンダウエ市、ラプラプ市）
事業内容	<p>(1) 全体の事業計画の概要 本事業は、セブ島とマクタン島を結ぶ3.3kmの新規橋梁及び同橋梁に接続する延長4.9kmの沿岸道路の整備並びにコンサルティング・サービスが本事業の借款対象となる。</p> <p>(2) 土木工事、施設、機器等の内容 道路橋：3.3km（4車線）（以下、新セブーマクタン橋と呼ぶ。） 沿岸道路：4.9km（6車線/4車線）</p> <p>(3) コンサルティング・サービスの内容</p> <ol style="list-style-type: none">① 詳細設計② 入札補助③ 施工管理④ 環境管理・モニタリング支援⑤ 住民移転計画策定及び同モニタリング支援⑥ 実施機関に対する維持管理等の技能研修⑦ 第一橋架替の実現可能性調査（F/S）及び詳細設計

(3) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）の Unified Project Management Office (UPMO)- Roads Management Cluster (RMC) I が全体の責任部署として関連部署と連携しながら実施する。環境社会配慮に関する事項については、DPWH の計画局環境社会配慮課（Planning Service, Environmental and Social Services Division）がUPMO-RMC I を支援する予定。
- ② 運営／維持管理体制：DPWH 第7 地方事務所の第6 地方局が事業完成後の維持管理を行う。

2. 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：A
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため。

(1) 全般事項

確認済み事項	追加確認事項
<p>1) 事業コンポーネント・不可分一体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸道路（4.9km 6～4車線）と橋梁（3.3km 4車線）の建設 ・建設現場はマクタン海峡の海岸沿いに位置するため、海上からは仮栈橋を使用し、陸上からは一時的な足場を使用しアクセスが可能となる。建設には既存の道路が利用される予定。 ・工事用道路、採石場・土取り場、土捨て場、工事ヤード等、本事業のための整備される必要があるコンポーネントはEIAで検討されている。工事用道路については本事業において新設され、採石場・土取り場は既存のものが使用される予定。 ・本事業と不可分一体性はないが、沿岸道路周辺ではマンダウエ市による埋立事業が計画されている。同事業については、現状 ECC 発行には至っておらず、2019年7月1日に新市長が着任したことにより、ディベロッパーが変わるため、先行きが立っていないとの由で本事業との同時性の有無は不明。 ・本事業のEIAでは、同時性があつた場合を想定して、工事中、供用時の累積的影響の予測を行っており、本事業では、騒音が発生する作業は可能な限り日中に行うこと、鳥類が餌場を利用する時間を避けること、油類や潤滑油は安全な場所に保管すること、開けた乾いたエリアでは散水を行うこと、適切に管理された機械を使用すること、橋梁の建設時には、小舟が通過することのできるルートを確保すること等の緩和策が取られる。 ・DPWHには、影響を最小限にするためにマンダウエ市とスケジュールを調整すること、土地利用、水質/大気汚染、生態系（鳥類）等について本事業の緩和策をマンダウエ市に推奨すること、鳥類専門家へのインタビュー結果を含む本事業での調査結果マンダウエ市に共有することを合意済。 	<p>1) 事業コンポーネント・不可分一体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>2) 環境社会配慮文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EIA案及びRAP案は作成済み。修正版EIAは7月3日にDENR (Department of Environment and Natural Resources)に提出済み。Technical Review Committeeによるレビュー（7月に開催済み）を経て、9月上旬に承認される予定。 	<p>2) 環境社会配慮文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>3) 環境社会許認可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EIAは環境当局に提出済み。9月上旬にECC取得予定。 ・本事業において、廃棄物処理、樹木伐採、交通管理、採石場等の許認可が必要になることを確認済。 ・フィリピンはRAPの法的承認手続きはなく、DPWH内でレビューし、DPWH Unified Project Management Office (UPMO)が承認する。 	<p>3) 環境社会許認可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECCが取得されていることを確認し、EIA、RAP、協力準備調査ドラフトファイナルレポートと共にJICAウェブサイトで公開する。 ・環境許認可取得時に付帯条件があれば、誰が対応し、何時迄に達成するのかを実施機関と確認し、合意する。
<p>4) 代替案検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施しない場合は、交通渋滞が更に深刻になり、メトロセブのみならずフィリピン全体にとっての経済的な問題となるだけでなく、渋滞が引き起こす大気汚染による環境費用やストレスによる社会費用の増大をもたらすことになる想定されるため、本事業を実施しない案は推奨されない。 ・橋梁については、環境・社会への影響、コスト、技術面等から3つの案を比較検討しており、支障物件数及び、マングローブ、干潟、埋め立て地への影響が比較的少なく、工事費が低く、空港への接続が良い案が推奨案とされている。 ・沿岸道路については、3つの案を環境・社会への影響、道路延長、機能性、経済性、アクセス、施工性から比較検討しており、住民移転数及び干潟への影響が最小限であり、埋め立て地への影響も比較的少ない案が推奨案とされている。 	<p>4) 代替案検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>5) ステークホルダー協議（SHM） （環境面）（社会面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月ラブラブ市、マンダウエ市夫々で第1回ステークホルダー協議が開催され、事業概要、代替案の比較検討結果、想定される環境社会配慮面の影響、環境社会調査概要（カットオフデータの宣言含む）等について説明された。ラブラブ市の協議では、海底トンネルは代替案検討に含まれたのか等の質問があり、海底トンネルは地上面で接続が必要となり、環境社会配慮面で同様の影響が想定される上にコストが2倍になり現実的ではないこと等が説明された。マンダウエ市の会議では、造船所関係者や地域住民から質問や要望等が挙げられた。被影響住民を特定するための調査が行われること、要望を検討すること等が説明された。 ・2019年6月にマンダウエ市とラブラブ市で第2回ステークホルダー協議・ 	<p>5) ステークホルダー協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

<p>第1回住民協議が行われ、第1部では事業概要、設計、EIA及び補償方針・エンタイトルメントマトリックスを含むEIA及びRAP調査の結果が説明された。ラプラプ市の参加者からは、ビジネスへの影響に関する質問等があり、実施機関からは調査で検討すること、質問者の所有するビジネスへの影響の有無等の説明があった。マンダウエ市の参加者からは、非正規住民の福祉に対する要望、移転地に関する希望等が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2部では、補償方針・エンタイトルメントマトリックスについて、被影響住民に対する個別説明と貧困層、女性、高齢者向けのフォーカスグループディスカッション(FDG)が開催された。参加者からは、移転地に関する要望、マングローブエリアでの第産業への影響に関する懸念等の質問があり、実施機関からは、移転地についてはDPWH、市政府、National Housing Authority (NHA)間で協議されること、補償は再取得価格に基づいて行われること等が説明された。 2019年7月24日に第2回住民協議が開催され、補償方針及びエンタイトルメントマトリックスに関するアップデート、移転候補地、生計回復支援策等について説明された。住民からは、税金申告書がない場合の対応等の質問があり、DPWHからは、弁護士による所有権に係る宣誓供述書、もしくはISFsの場合はバラングアイからの証明書等が税金申告書の代わりとなること等回答があった。特段の反対意見はなかった。 各協議の参加者数、属性等の概要は以下の通りEIAに記載されている。 <ol style="list-style-type: none"> 2019年4月12日 ラプラプ市：住民、企業、政府機関、地方政府等計41名（男性23名、女性18名） 2019年4月26日 マンダウエ市：住民、企業、政府機関、地方政府、メディア等計118名（男性69名、女性49名） 2019年6月4日 ラプラプ市：住民、企業、政府機関、地方政府、メディア等計79名（男性50名、女性29名） 2019年6月4日 マンダウエ市：住民、企業、政府機関、地方政府等計184名（男性67名、女性117名） 2019年7月24日 マンダウエ市：住民、地方政府等計61名（男性29名、女性32名） ステークホルダー協議開催にあたっては、新聞広告、バラングアイオフィスの掲示板、招待状の手渡し等の3つの方法で告知され、説明は英語と現地主に使用されているピサヤ語で行われたことを確認した。 社会的弱者に対しては、調査団が女性グループ、障害者グループ、高齢者グループのリーダーに面会し、SHMおよびFGDの趣旨を説明、招待状を手渡しの上、参加を依頼し、会場についても彼らがアクセスしやすい場所を選択する等の配慮がなされた。 その他、社会的弱者や影響を受ける企業に対し、フォーカスグループディスカッションや戸別訪問による意見聴取が行われた。 	
<p>6) 環境管理計画(EMP)、環境モニタリング計画(EMoP)、モニタリングフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> EIA案では、フィ国内の規定に基づいた影響項目に基づいて工事中及び供用時のEMP・EMoPが記載されており、JICAガイドラインの定める項目と異なるため、フィ国内の規定で定められた環境項目とJICAが定める環境項目のギャップの対応表を作成の上、ギャップ部分も調査しEIA及びDFRで整理している。 RAP案では、モニタリングの計画が記載されている。 モニタリングの結果をJICAに提出すること（工事中四半期に1度、供用時1年に1度を2年間）を合意した。モニタリングフォームは環境、社会共に受領済み。 	<p>6) EMP、EMoP、モニタリングフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 助言委員からの助言（(3)2「生態系」で説明）を反映したEMP、EMoPに従い緩和策・モニタリングを実施することを実施機関と合意する。 環境及び社会モニタリングフォームを、実施機関と合意する。
<p>7) 実施体制（工事中・供用時）</p> <ul style="list-style-type: none"> （環境面）実施機関がモニタリングの責任を持ち、環境ユニット及び環境コンサルタントを通じて半年ごとにモニタリング結果をEnvironmental Management Bureau (EMB)に提出する。EMBがモニタリング結果の全体的な評価を行う。 工事中は、主にコントラクターがEMP・EMoP実施の責任をもち、実施のために環境管理マネジャーを雇用し、DPWHに雇用された施工管理コンサルタントがDPWHのEnvironmental and Social Safeguard Division(ESSD)の支援のもと監督することを確認した。供用時は、DPWHがEMP・EMoP実施の責任をもち、DPWHは本事業のために2名の環境スタッフを配属しており、彼らが実施の監督を行うことを確認した。 （社会面）DPWHのUPMOが監督し、ROW Task ForceとTechnical Working Group (TWG)がRAPを実施する。地域レベルでは、Resettlement 	<p>7) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。

<p>Implementation Committee (RIC)がマンダウエ市とラプラブ市に設置され、地域レベルで National Housing Authority (NHA)と Department of Trade and Industry (DTO)、Department of Labor and Employment (DOLE)等の関連機関と連携し、RAP を実施する。社会面についても環境面と同じく ESSD に在籍する 6 人のスタッフがコンサルタントの支援の下、RAP のモニタリングの実施を行うことを確認した。</p>	
<p>8) 情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認済み環境影響評価報告書、環境許認可証明書および住民移転計画を JICA HP で公開することを合意済。 フィリピン国内では、EIA 及び RAP は ECC 取得後に DPWH の HP と地方政府 (LGUs) 及びバランガイ事務所で開催されることを確認済。 環境面及び社会面のモニタリング結果を JICA HP で公開することを合意済。フィリピン国内では、環境当局の HP で環境モニタリング結果が公開されることを確認済。 	<p>8) 情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認版 EIA と RAP の現地での公開状況を確認する。 ECC 取得後に、EIA、RAP、協力準備調査ドラフトファイナルレポートと共に JICA ウェブサイトで公開する。

(2) 汚染対策

確認済み事項	追加確認事項
<p>1) 大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中は、工事車両や建設機械の稼働、交通規制による渋滞の結果、排気ガス、粒子状物質、粉塵等の発生が想定されるため、機器の適切なメンテナンスを実施し、散水を行う等の緩和策が実施される。 供用時は、道路が新設される地域では自動車等の交通量が増え、排気ガスにより大気質の悪化が想定される。一方、渋滞が緩和することで地域全体では大気質は改善すると考えられる。 2039 年までの将来予測の結果、PM10、NO2、SO2 共に国内基準値を満たすことが確認されたが、PM10 と SO2 については、ベースラインデータが既に WHO の基準値を超過している。将来予測ではベースライン値とほぼ変わらない結果が得られたことから、本事業の影響は軽微であるとされており、供用時の緩和策は不要とされている。 調査結果によると CO2 排出量は 2030 年に 8,691(ton/day)と予測されているが、プロジェクトを実施することにより、8,616(ton/day)になると予測されており、75(ton/day)の削減効果が見込まれることから、本事業は気候変動対策に資する案件として整理された。 	<p>1) 大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>2) 水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中は、地形の改変による自然の排水パターンへの影響やそれに伴う洪水の発生が想定されるが、排水だめや沈殿池の設置等の緩和策が取られる。 地表水への廃棄物や堆積物の流出による汚染が想定されるが、シルトフェンスやセジメントトラップが設置される予定。 工事用機器から燃料の流出による汚染や、廃棄物の不適切な管理による細菌汚染が想定されるが、適切な管理の実施等の緩和策が取られる。 セブ島南岸で計画されている埋立事業がもたらす影響として、排水形態の改変、洪水の発生、川・海水の汚染が想定されており、本事業の工事期間が重複する場合には、累積的影響として、水質汚濁の増加が予想されている。緩和策として本事業では、工事現場周辺をシルトフェンスやセジメントトラップで囲う等の緩和策を行う。 供用後は、メンテナンス工事の際に工事機器から燃料の流出等により汚染が生じる可能性があるが、油流出の対策計画を策定し、実施する。また燃料缶、潤滑油等適切に処理する。 	<p>2) 水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>3) 廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中は、土木工事や掘削により、建設残土や伐採樹木といった建設廃棄物と、ベースキャンプから一般廃棄物が発生することが想定される。EIA の予測によると建設廃材約 18,500 m³ が発生する見込み。本事業で発生した廃棄物の処分については、DD を踏まえた廃棄物処理計画 (WMP) を出して場内処理許可をとるか、他に既に許可が出ている場所 (候補は Binaliw、Consolacion、Carmenno、Minglanilla の 4 箇所) を利用することを想定。MD で、ECC 発行後に ECC に記載された締切までに LGUs と連携の上、DENR に WMP を提出することを確認した。 供用後は、廃棄物が生じるような活動は計画されていない。 	<p>3) 廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業で発生した廃棄物の処分については、DD を踏まえた廃棄物処理計画 (WMP) を作成し、ECC に記載された締切までに DENR に提出することを合意する。
<p>4) 土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削工事による土壌汚染の緩和策として、詳細設計時に掘削土の成分のモニタリングを行い、モニタリングの結果、掘削土が汚染されていることが判明 	<p>4) 土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌サンプリングのスケジュールを実施機関と協議し、スケジュール通りに土壌サンプリング

<p>した場合、DPWHは環境局（EMB）に報告・相談の上、処理方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物集積場は、2017年10月12日に完全に閉鎖されており、基本的に人の出入りはできない状態であるため、廃棄物集積場の上を道路が通ることはない。 ・工事中は、燃料や潤滑油の漏れによる土壌汚染が想定されるが、安全衛生管理計画及び緊急時計画の作成及び実施、有害物質・廃棄物の適切な管理・処理等の緩和策が取られる。 ・供用時は、車両等からの燃料、潤滑油、化学物質による土壌汚染が想定されるが、漏れた燃料、潤滑油、化学物質を早急に取り除く、廃棄物を適正に管理する、燃料等を安全に保管する等の緩和策が取られる。 	<p>グを行うことを合意する。</p>
<p>5) 騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、工事車両や建設機械の稼働により、騒音が一時的に発生することが想定されるが、一時的な遮音壁の設置、夜間の工事は行わない、適切に管理された機械を使用する、マフラーや抑制装置等の騒音防止装置を全ての建設機械に装備する、センシティブエリアからできるだけ離れた場所で圧搾機を使用する等の緩和策が取られる。 ・供用後は、建設される橋梁や沿岸道路周辺では新たな騒音が発生することが予測される。将来予測の結果、1地点（高校付近）で基準値を超過することが予測されたが、供用時の緩和策として、沿岸道路の起点地から延長約3キロ区間に2mの高さの遮音壁を設置する。 ・振動は、工事中、供用時共に予測結果は日本の基準値を満たしており、著しい影響は想定されない。 	<p>5) 騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

(3) 自然環境

確認済み事項	追加確認事項
<p>1) 保護区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地内及び近隣には保護区は存在しないため、影響は想定されないが、周辺には以下の保護区が存在する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ Olango Island Wildlife Sanctuary（事業地からの直近距離：約10km、指定理由：絶滅危惧種であるカラシラサギを含む水鳥の重要生息地） ◇ Central Cebu Protected Landscape (CCPL)（事業地からの直近距離：約20km、指定理由：流域とその生物多様性の審美的、文化的、歴史的、経済的重要性） ◇ Guadalupe Mabugnao Mainit（事業地からの直近距離：約40km、指定理由：重要な流域林保護区） 	<p>1) 保護区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
<p>2) 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象地であるマクタン海峡及びカンサガ湾を含む18,000haの範囲が、渡り鳥の重要な中継地として、KBA及びIBAに指定されているが、現地調査と鳥類の専門家にヒアリングを行った結果、1980年代はオランゴ島～カンサガ湾～Juganにかけてのエリアが渡り鳥にとって重要な生息域（餌場とねぐら）であったが、その後、カンサガ湾は開発（養殖池やゴミ集積所を含む）が進んだため、現在はオランゴ島とJuganのみが生息地として機能しているとのこと。事業対象地は重大な自然生息地に該当しないことをEIA案でJICAGLFAQ記載の5条件と照らし合わせて確認している。 ・一般的に渡り鳥は毎年9月～4月頃に、オーストラリアやニュージーランドを目指して南下する途中で、事業対象地から直線距離で約12kmに位置するオランゴ島周辺に飛来し、マングローブ林・干潟を餌場や越冬地として利用する。 ・【鳥類】渡り鳥が飛来する乾季（2018年12月10～14日）と雨季（2019年4月23日）に現地目視による鳥類調査を実施した結果、確認されたのはダイサギ、チュウサギ、コサギといった一般的なサギ類だったが、絶滅危惧種であるカラシラサギの存在は確認されなかった。事業地周辺で、長期的かつ季節性を考慮した鳥類の観察データは存在しないため、長期的な鳥類の生態系への知見を有した専門家（NGO、パークレンジャー、大学、鳥類専門家等7団体）へのインタビューを行った結果、カラシラサギ等の絶滅危惧種はオランゴ島とJuganでは観察されているものの、事業地周辺では観察されておらず、カンサガ湾で確認されるのは主にコサギ、チュウサギ、ダイサギであることが確認された。KBAを指定したHaribon Foundationからは、特に渡り鳥が滞在する9月～3月の間の工事は鳥類に重大な障害を与えることを避け、工事完了後は生息地を回復すべきであると助言があった。 ・以下の緩和策を取ることで、KBA/IBAへの影響の最小化を図る予定。 	<p>2) 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林について、本数、植林場所、実施体制、モニタリング体制等を改めて確認し、伐採・植林計画のモニタリングをEMoPに反映させ合意する。また想定場所が本数に対して十分な面積があることを確認する。 【助言1】森林伐採に対応する植林計画の実施状況を環境モニタリング計画に反映し、実施機関と合意する。 ・Wetland parkの維持管理のコンセプトをDPWHに提案し、責任・実施体制を改めて確認し、適切な維持管理の実施をマンダウエ市と連携して行うよう申し入れる。 【助言2】Wetland Parkの維持管理のコンセプトについて提案し、適切な維持管理の実施を、実施機関を通じてマンダウエ市に申し入れる。

<p>(工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建設労働者に対する啓蒙活動 ② 低騒音・振動の機器/建設方法の採用 ③ 工事中一時的な棧橋を設置し工事を行うことで、マングローブ及び干潟への影響を最小限にする <p>(供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警告標識の設置、 ② マングローブエリア付近での埋め込み型照明の採用等 <ul style="list-style-type: none"> ・また渡り鳥の生態系を正確に理解するために、工事中には2か月に1回、供用時には渡り鳥の渡りの時期に合わせて年に2回の鳥類モニタリングを実施する予定。加えて、詳細設計調査の初期にて、渡りの時期に併せて、鳥類の飛行ルート・高度やねぐら調査を含む詳細鳥類調査を実施し、鳥類に対する更なる緩和策の要否を検討する予定。 ・【植物相】工事中は、樹木1,609本(マングローブ林698本、貴重種547本、その他陸生植物364本)が伐採され、1.5m以下の個体すなわち467本の陸生植物(内385本が貴重種)は移植される予定。緩和策として1本伐採につき100本をインターチェンジ、ループ接続路、アプローチ道路沿いに植林する計画であり、おおよそ70,000本のマングローブと80,000本の陸生植物が植えられる予定。 ・IUCNレッドリストの絶滅危惧種であるMolave、Narra、Mahoganyが事業地で確認された。工事中は柵で困る等の措置によって工事による直接的な影響を可能な限り抑えるが、伐採が避けられない場合には、DENRのルールに従い、適切な地域に同種を移植/補償植林する予定。EIAでは連続性を考慮して、MolaveとMahoganyは同種の存在が確認されたButuanon River沿いに、Narraは同種が多く確認された第2マクタン橋付近に移植することを提案している。その他現段階で特定できている植林候補地は、マンダウエ市内ではカンサガ湾に面するマングローブ林等、同市外では渡り鳥の生息地になっているJugan(事業地から約2km)、Silot Bay(事業地から約5km)等。植林の実施体制は、DPWHが計画策定、植林、モニタリング、コスト負担を行い、DENRが計画策定・技術支援、LGUsが植林、苗木生産、公務員・学生の動員等を行う予定。 ・本事業で用地取得されるインターチェンジにおいて、既存の環境との接続性を考慮し、北側にはマングローブを植林し、南側は既存の放棄養殖池を活用した池の再整備と養殖池間の小道を活用した遊歩道の整備をすることによりwetland parkを整備することを、自然環境の改善及び生息地の回復策として提案している。また、マンダウエ市のDumpsite Ecoparkと連携のもと、本事業でwetland parkが整備される予定だが、詳細はDDの調査結果を踏まえて決定される。 	
---	--

(4) 社会環境、その他

確認済み事項	追加確認事項
<p>1) 用地取得・住民移転の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、非正規(Informal Settler Families)の69世帯(243名)の住民移転が発生すること、用地取得の対象となる私有地58区には42人の正規の所有者(公的機関4機関を含む)が存在することを確認した。移転住民には正規に土地を所有している住民は存在しない。ISFsが所有する小規模な商店3軒を除いた企業及び商業物件は正規であり、移転が必要となるビジネスはDDで精査するが、現時点で移転が想定される大規模な商業用物件は、工場1件、ショッピングモール1件の予定。 ・用地取得対象は、公用地28区画57,820m²、私有地58区画491,370m²、合計86区画549,190m²。 ・影響を受ける家屋は69棟、商業用物件等38件、公共施設8件。 ・貧困層(フィリピン国内の貧困線は家族の1カ月の収入がPhp10,481以下)38世帯、女性世帯主12世帯、高齢者世帯7世帯の社会的弱者が確認された。 	<p>1) 用地取得・住民移転の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関と最新の情報を確認する。
<p>2) カットオフデート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カットオフデートは以下の通り、バランガイ毎にセンサス調査の開始日に設定された。カットオフデートは、ステークホルダー協議や、バランガイ長との協議、マンダウエ市とラプラプ市でリーフレットの配布、センサス調査の際に調査員から直接PAPsに伝える等の方法で周知されたことを確認した。 <p>マンダウエ市</p>	<p>2) カットオフデート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

<p>NRA 2019年4月26日 Centro 2019年4月24日 Looc 2019年5月2日 Opao 2019年4月16日 Umapad 2019年4月23日 Paknaan 2019年4月26日 ラブラブ市 lbo 2019年4月22日 Pusok 2019年4月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カットオフデート後の流入を防ぐために、LGUsの市役所と各バランガイホールにカットオフデートを掲示した他、FS後には現地のパトロールを行う(DPWHの責任の下、LGUsが行うことを想定)予定であることを確認した。 	
<p>3) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の有無や社会的地位に関係なく、影響を受ける資産の所有者であることが確認された人は、カットオフデートに基づく全ての人が補償や支援の対象となっていることを確認した。 ・土地の所有権を証明するドキュメントを提出できないPAPsについては、DPWHはドキュメント準備を支援し、補償金の全額支払い完了までは工事を開始しないこと、万が一時間を要する場合は供託金を裁判所にデポジットすることを確認済。また補償金支払いの遅延が生じないように、一元的ドキュメントトラッキングシステムの採用、苦情処理メカニズムの強化等の策が実施されることを確認済。 	<p>3) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISFsが所有する構造物の補償について、RAP記載の通り影響を受ける場合は補償されることを改めて合意する。
<p>4) 補償方針</p> <p><u>補償の支払い時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償金はJICAガイドラインに基づき移転前に全額支払われることを合意済。 <p><u>再取得価格</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地(主要な金融機関に認定された不動産鑑定士により設定された市場価格+登録手数料や管理費等のtransaction cost)、構造物(市場価格に基づいた原材料、備品、労働、コントラクターの利益・諸経費、その他影響を受ける資産と同等のものを取得及び設置するために必要な費用)が再取得価格で補償されることを確認した。 <p><u>正規の土地所有者への補償</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響の度合いが、全体の2割を超えるような損失については、区画全体(100%)に対して、市場価格に加えて必要な手数料等のtransaction costを含めた再取得価格による補償がされる。もしくは同等の代替地が提供される。 ・影響の度合いが、全体の2割以下の場合は、影響を受ける部分に対して再取得価格による補償がされる。 <p><u>正規の構造物所有者への補償</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響の度合いが、全体の2割を超えるような損失については、全体(100%)を補償し、減価償却はしない。 ・影響の度合いが、全体の2割以下の場合は、影響を受ける部分に対して再取得価格で補償する。 <p><u>移転地の提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転候補地はDPWHの費用負担でLGUsと調整の上、本事業により新たに整備される予定であり、コンソラシオン町(ISFsの現在の居住地から約8~11kmの距離)の私有地(土地所有者の売却意思を示した書類入手済み)もしくはマンダウエ市のLabogon(ISFsの現在の居住地から約1~3.5kmの距離)を予定しており、7月24日に住民協議を行い、ISFに対して説明された。 <p><u>社会的弱者支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的弱者のための手当として1家庭につきPhp10,000が支給され、移転の補助と職業訓練が提供される。 <p><u>ビジネスの補償</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスの補償については、ビジネスロスが発生しないよう、スケジュールを調整すること、移転に必要な費用を補償することを合意した。 ・小規模のビジネスについては、収入回復支援が提供されることを確認した。 	<p>4) 補償方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RAPに記載されたエンタイトルメントマトリックスを実施機関と改めて合意する。 ・移転地確保については、所有者と金額が折り合わない等で交渉決裂した場合には、強制収用は行わない(別の土地を探す)ことを、実施機関と改めて合意する。
<p>5) 生計回復支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計手段の損失等に対する支援として、職業訓練、政府のソフトローンの確保の補助等が提案されている。 ・社会的弱者に対しては職業訓練の提供、優先雇用機会の情報提供、本事業による雇用が提案されている。 ・生計回復支援策として、政府関係機関と連携の上、職業訓練が提供されることを確 	<p>5) 生計回復支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計改善/回復のために必要な支援がされることを改めて合意する。

<p>認した。これらの訓練は関係機関の協力を得て実施されるとの説明を受けた。本事業において女性の雇用機会の提供を推進することを合意した。</p>	
<p>6) 苦情処理メカニズム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Resettlement Implementation Committee (RIC)が窓口となり、苦情受付から15日以内に対処される。解決しない場合は、PAPsはROW Task Forceに上訴することができ、15日以内に対応される。対応結果に納得しない場合は、PAPsは裁判所に苦情を提出することができる。 ・ 苦情処理メカニズムは、事業対象地の市長、影響をうける全てのバラングイ長、PAPs代表者、DPWHの地方事務所、UPMO-RMC1により構成され、詳細設計時にPAPsが確定した後に設置される予定であり、設置されるまではDPWHの地方事務所が苦情の窓口となることを確認した。RICの設置時期については住民協議の場で周知している。 	<p>6) 苦情処理メカニズム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
<p>7) 文化遺産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象地及び周辺には法律で指定された文化遺産は存在しない。 ・ 事業地から300mの距離に文化的価値のあるBantayan sa Hariという建築物（侵略者から村人を守るために建てられた監視塔）が存在するが、西側40mの位置には第1マクタン橋に繋がる1級国道（高架道路）があり、追加的な影響は軽微と考えられる。 	<p>7) 文化遺産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
<p>8) 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域周辺に法令等で指定された景観保全区域等はないため、大規模な影響はないと考えられる。ただし、橋梁や高架の建設により、事業区域近傍の干潟やマングローブ林を含む景観は変化する可能性がある。 	<p>8) 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
<p>9) 少数民族、先住民族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業地周辺には少数民族、先住民族は存在しない。 	<p>9) 少数民族、先住民族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

①レビュー調査最終報告書（案）に対するコメント

2019年9月6日
国際協力機構 審査部・企画部

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）レビュー調査 最終報告書（案）に対する助言委員会からのコメントへの回答

No	コメント	ご回答
	小椋委員	
1.	<p>1. 定量評価について</p> <p>日本(JICA)では、環境影響にかかる定量評価（EIRR、FIRR）を求めているとされ、また、同定量評価は、実績を積みながら検討を進める必要があるとされる中で、次の検討課題があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業セクター（道路、港湾、発電所など）毎の便益について <p>事業セクター毎の便益と算定する事業期間を定める（固定する）必要があるのではないか。例えば、イルティシュ川橋梁建設事業（カザフスタン）では、時間短縮便益を持って EIRR を算定しているとの記載が、モニタリングレポートにあるが、他の便益についても検討する必要があるのではないか（例：交通事故減少便益、走行費用減少便益、温室効果ガス減少便益）。また、向こう XX 年間に渡って事業効果を計るといった事業期間についても検討する必要があるのではないか。</p> <p>（参考：我が国の国土交通省所管の道路整備事業では、事前評価として、B/C で費用便益分析を行うことになっており、その便益は、事業期間 50 年間の時間短縮便益、交通事故減少便益、走行費用減少便益の 3 つの便益を割引率 4 % で現在価値に換算し、費用（事業</p>	<p>IRR 算出は、事業の効率性を経済面・財務面から分析する際の参考値の一つなので、環境レビューではなく、事業主管部が事業全体の審査時に確認しております。</p> <p>事業セクター毎の便益については、セクター毎に想定される便益を可能な限り網羅の上算入することとしています。主要セクター毎に想定される便益を踏まえ当該プロジェクト固有の状況をも勘案、算入便益がセットされ、プロジェクト・ライフの期間にわたり測定されます。例えば左記例として挙げられている橋梁（道路）セクターについては、事故減少、走行費用減少、温室効果ガスなども便益として算入対象となっています。</p> <p>IRR 算定対象となる期間＝事業効果を計る期間は、「プロジェクト・ライフ」として実施前の段階で定められます。具体的には事業開始時を起点とし、プロジェクトによって建設される構造物の建設期間及び物理的耐用年数を基準とするものであるが、セクター毎の標準期間をベースに、各プロジェクト固有の要素をも勘案の上定められます。</p>

	費（施工費、用地取得費）と比較（B/C）することで定量的に評価されている。B/C>1.0を事業採択の条件としている。）	
2.	・ EIRR,FIRR の良否を判断するハードルレートの設定について 事前に EIRR,FIRR を算出するにおいて、採択するハードルレートを決める必要があるのではないか。（例えば、JICA の資金調達コストをハードルレートにするといった基準が考えられる。ちなみに、海外 PPP 事業の IRR は、事業対象国の国債（10年物）レートにリスクプレミアムを加えたレートをハードルレートとして採用している。）	実務上、EIRR の基準値については、世界銀行、ADB の経済分析ガイドラインにおいて基準として示されている 10～12%を、FIRR の基準値についてはは資本の機会費用との比較で判断されるべきであることから、プロジェクト対象国における国債等の利率を参考としています。一方、当該事業の経済的・財務的側面の確認において、現実的に分析に取り入れられていない側面や広く社会・経済面へのインパクトが存在するという点にも留意する必要があることから、JICA では従来より、円借款事業においては定量的効果を計る参考値の一つとして IRR を用いています。
3.	2. RAP のモニタリングの公表について RAP のモニタリング結果は、相手国の意向に関わらず、GL 上は、公表を原則とすべきではないか（移転した被影響住民を捕捉できるかどうかの問題はあるが）。	RAP のモニタリング結果の公表については、論点案に「モニタリング結果の公開義務の要否」として含めております。GL 改定の方向性に関するご意見については、今後の包括的検討で議論させていただきます。 また、JICA は環境レビュー段階等の機会に、GL に基づき相手国等に対してモニタリング結果の公開を継続的に求めています。その結果、GL 施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010 年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計 36 案件中 4 件、社会モニタリングを必要とする計 15 案件中 4 件のみでしたが、2017 年度には、環境モニタリングを必要とする計 38 案件中 20 件、社会モニタリングを必要とする計 14 案件中 12 件となっています。また、公開合意が得られた案件については、レビュー調査結果として示しましたように、ほぼ全ての案件で公開されているこ

		とを確認しています。今後も GL に基づき相手国等から公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めて参ります。
	田辺委員	
4.	1. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案②の 5 ページの論点に、「環境社会配慮文書の翻訳版の公開の可否」を含めること。	<p>主要な環境社会配慮文書が日本語や英語以外の言語で作成されていた場合、翻訳版が作成されることがあります。レビュー調査対象案件について、相手国の了解の下 EIA, RAP の翻訳版が公開されている・公開予定であり、翻訳版が公開されない案件はありませんでした。すなわち、レビュー調査対象案件において、現行 GL の規定の下で、主要な文書の翻訳版の公開は行われています。ただし、相手国等が翻訳した版について了解を得ずに公開することは、相手国等との関係上難しく、相手国等の了解を得る必要があると考えています。</p> <p>また、世銀、ADB, IFC の政策等において、環境社会配慮文書の翻訳版の公開を定めているものは確認されておりません。</p> <p>(以下、2019 年 9 月 11 日追記) 欧州復興開発銀行 (EBRD) では、Public Information Policy (2014) para 3.4.1 において、「カテゴリ A プロジェクトについては ESIA を EBRD ウェブサイト等で公開する。ESIA は現地語で公開されるものとするが、適切である場合にはその一部または全てを他の言語で公開してもよい。」との規定があり、プロジェクト実施国の言語と英語の両方で ESIA が公開されている事例があることを確認しました。一方、欧州投資銀行 (EIB) の政策には、環境社会配慮文書の翻訳版に関する規定は確認されませんでした。現地語と英語の両方で作成された文書を公開している事例があることを確認しました。</p>

5.	<p>2. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 26 への JICA 回答について、ADB 案件のモニタリングレポート公開状況がいずれも 5 割程度と低い実施率になっているが、これらは、セーフガード政策で公開が要件となる前に承諾された案件や公開の時期に達していない新たな案件も含まれる理解でよいか？公開が要件となっている案件で ADB がモニタリングレポートを受領しているにもかかわらず公開されていない案件はあるのか？低い実施率の背景について、ADB に確認したほうが良いのではないか？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、インド、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピンの ADB 案件について再調査したところ、インド (58.4%)、バングラデシュ (76.1%)、ミャンマー (60%)、フィリピン(54.5%) でした。再調査した案件は全て現行のセーフガード政策適用ですが、一部、最近承諾されまだ公開のタイミングに達していない新しい案件も含まれている可能性があります。</p> <p>また、ADB によれば、公開が要件となっておりローンやグラント契約が発効している案件であっても、モニタリングレポートがまだ公開されていない案件が存在するとのことでした。その理由として、実施機関側からのモニタリングレポート等の提出の遅延、提出されたレポート等の情報不足等が挙げられるとのことでした。</p>
6.	<p>3. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 41 への JICA 回答について、その後、個別の対話にて、SAF のうち、SAPROF については協力準備調査<補完型>として、すでに助言委員会での検討も行われ、完成後は公開しているとの説明を受けた。また、SAPI と SAPS は現在活用されていないとの説明を受けた。であれば、「ガイドラインを適用しない整理」との回答は事実と異なるのではないのか？</p>	<p>ご指摘の SAPROF は協力準備調査の一環として実施されており、最終報告書案③のコメント番号 41 への回答の通りガイドラインが適用されますが、スキームとしては SAF の一部ではありません。SAF は SAPI (案件実施支援調査) と SAPS (援助効果促進調査) のみから成りますが、現在活用されていないとの説明は誤りでした。お詫びして訂正します。SAF が JICA ガイドラインを適用しない整理としている旨は最終報告書案③の 41 番に記載のとおりです。</p>
7.	<p>4. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 42 への JICA 回答について、EIA 及び RAP の翻訳版の公開の了承が得られない国はどこか？</p>	<p>今次レビュー調査対象案件のうち、カテゴリ A 案件について、EIA または RAP の翻訳版が公開されていない国はチュニジア、エルサルバドル、ベトナム、カメルーンですが、これまで実施機関の了解を示す公式の文書がなかったため、公開を控えていましたが、再度確認したところ、公開は可能であるとの回答を得ました。</p>
林委員		

8.	<p>環境GLレビュー調査における最終報告書案②の表の左に記載されている論点の部分について、報告書本体にまとめた記載がないように思います。報告書本体にまとめて論点をわかりやすく追記していただくとよいと思います。その際、GLの改定を伴う大きな論点と、GLの追記や修正等に対応できる論点をもし分けられるようであれば分けられるとよいと思います。なお、大小については主観が関係するものなので、難しければこの点については結構です。</p>	<p>環境社会配慮ガイドラインレビュー調査最終報告書案②(別添1)は、最終報告書(案)の別添資料であり、今後、助言委員会コメントやパブリックコメントを踏まえて最終報告書の一部として添付される予定です。このため論点(案)も報告書の一部として捉えていただければ幸いです。また、レビュー調査の目的は報告書第1章に記載のとおり、GL改定に係る包括的な検討に向けて、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析することであり、各論点におけるGL改定の必要性を示すことは想定しておりません。</p>
9.	<p>P2-30に環境社会配慮上の好事例が紹介されていますが、もう少しよい事例はないのでしょうか?また、好事例の判断基準を記載していただくとうよいと思います。</p>	<p>ご指摘の箇所については、環境社会配慮助言委員会における議論で、環境社会配慮における充実した取り組み、今後の事業に参考とできる事例として評価いただいた案件について掲載しております。</p>
<p>谷本委員</p>		
10.	<p>1. 1-13p 表1-3 実施した現地調査 現地調査対象として選定した理由を簡潔に記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>レビュー調査では以下の基準に沿って現地調査対象案件を選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模な住民移転が生じる案件 ② 保護区又はその近隣等で実施する案件 ③ ステークホルダーから指摘があった案件 ④ 土木工事中、又は完工済の案件 ⑤ 海外投融資案件 ⑥ 協調融資案件 <p>以上、及び現地調査対象案件の選定理由(該当基準)を最終報告書(案)1章(1.3 調査対象)に追記しました。</p>
11.	<p>2. 2-7p 2.2.3 III (1) “金融仲介者等”の意味が不明です。注釈を脚注に入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>2章脚注1に世銀ESS9が適用される金融仲介者の定義を以下のとおり追記しました。</p>

		世銀 ESS9 が適用される金融仲介者 (Financial Intermediaries: FI) とは、国レベル、地域レベルの開発銀行も含み、政府または民間の財務サービスを提供する機関であり、産業セクター間の様々な経済活動への資金を仲介する。
12.	3. 2-10p “道路・メトロなど”のメトロは鉄道(2-13p)に統一すべきでしょう。	鉄道に統一し、2章(p2-10等)を修正しました。ただし、先方政府と合意した案件名にメトロが含まれる場合は修正せずに記載しています。
13.	4. 目次 2.2.4 および 2-12p 2.2.4 別紙1-別紙6というタイトル別紙1-別紙6に書かれていることを一言でタイトルとして示してはいかがですか。	2章 2.2.4 のタイトルに「相手国に求められる環境社会配慮」と追記しました。
14.	5. 2-17p (7) “日本の「基本事項」”に意味するところが不明です。正確な表現にしてください。	「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に修正しました。(2章 2.2.4 (7))
15.	6. 結論部分を加える この調査で明らかになった事柄、ガイドライン改定に向けての課題などを結論としてまとめることが必要ではありませんか。	レビュー調査の目的は1章に記載のとおり、GL改定に係る包括的な検討に向けて、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析することです。論点(案)は、助言委員会やパブリックコメントの結果を踏まえて、調査の成果(結論)として、最終報告書の一部として添付されます。
掛川委員		
16.	* 1.1. (page 1-2) パリ協定： 現状文：「。とを指すとともに、2010年までに80%。」 修正：「2050年までに80%」	3章 3.1.4(2)を「2050年までに80%」に修正しました。

17.	<p>* パリ協定 論点に関する部分</p> <p>国際協力については、「ビジネス主導の国際展開、国際協力」が明記されているところ、</p> <p>(1) JICA のプロジェクトとしても、「脱炭素技術」を推進するアプローチや、案件に協力していくこと、</p> <p>(2) 「ビジネス主導の国際展開」と、JICA 案件が調和、あるいは相乗効果をだす形で進めて行くこと、を盛り込んでいくことが重要と思います。</p>	<p>事業の実施に際し、ご指摘の点に留意致します。</p>
18.	<p>* 1.7 (page 2)</p> <p>GCF からの受託事業について、JICA のガイドラインと差異がないのであれば、GCF のセーフガードを、そのまま活用しても良いかと思えます。2度、セーフガードのプロセスを踏むのでは、実施者の負担になるのではと懸念します。</p>	<p>GCF の環境社会配慮に関する定めと JICA ガイドラインとの差異の分析を含め対応の検討を進めています。提案頂いた点についても考慮のうえ、検討を進めてまいります。</p>
19.	<p>* 1.7.4 (3 ページ)</p> <p>コモンアプローチ：JICA の GL と合致する、満たすことが確認されるという条件をベースに、コモンアプローチを導入しても良いと考えます。プロセスの重複は、なるべく避けるべきと思えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」に基づき、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
20.	<p>* 2.1 (モニタリング) (5 ページ)</p> <p>モニタリングの公開状況については、JICA 側の努力は理解しますが、いまだ不十分と思えます。</p> <p>実施において、透明性の確保や情報の共有が大事であるところ、モニタリング結果の情報公開は、必須にすべきと思えます。(当然ながら、生命尊厳や人権保護等の観点から、除外する部分や例外案件はあっても仕方ないと思えますが。)</p> <p>世銀等が、義務にしていなくても、日本として、先に進めるということはあるかと思えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3 番の回答のとおりです。</p>

21.	<p>* 2.2 : カテゴリー分類</p> <p>世銀は、「リスク」管理を重視して、カテゴリーを変えたと察します。ただ、“high”、“substantial”の違いは、あまり明瞭ではないと思います（数値で出せる場合は良いですが）。どちらかと言えば、これまでの A,B, C の方が馴染みがあるという印象です。</p> <p>他方、「実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力」については、JICA としても、確認していくべき重要な項目と思いますし、同能力が「低い」となった場合の対応策（例えば、プロジェクトをやらせない、キャパの構築を支援し、構築できたと確認できるまでやらない等）も、入れ込むべきではないかと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリー分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。なお、実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力は、環境レビューや案件監理を通じて確認を行い、必要に応じて、施工監理コンサルタントの TOR に能力強化支援を含めています。</p>
22.	<p>* 2.6.3（8 ページ）</p> <p>世銀 ESS との乖離がないように留意すべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
23.	<p>* 2.6.4</p> <p>ESIA, ESCP の作成に合わせる事が妥当と思いますが、この作成を求めていくのであれば、その計画の実施結果、モニタリング結果の情報公開が、一層重要となりますので、そこはパッケージとするべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
24.	<p>* 16、17 ページ</p> <p>事業による GHG 排出量の推計は、一層、進められるべきですし、排出量削減のための代替案（代替プロジェクト、代替技術等を含む）の検討についても、明記すべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計」、「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
25.	<p>* 3.4（17 ページ）</p> <p>パリ協定の 2 度目標への貢献をセーフガードで定めている他ドナーは、なかったとのことであるが、その場合、上記の GHG 排出量の推計や、代替案の検討の際、適切に検討していくことが必要と考えま</p>	<p>GHG 排出量の推計、代替案の検討については、上記 24 番の回答のとおりです。また、パリ協定については、論点「持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

	<p>す。</p> <p>また、理念や基本方針で、パリ協定のことを踏まえているので、2度目標に、しっかりと貢献するという意味で、セーフガード内でも、明記することを検討しても良いのではと思います。</p>	
源氏田委員		
26.	<p>1. 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査最終報告書案 (①-1) について</p> <p>(1) p.2-31 表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要</p> <p>受付日、案件 No、国名・案件名、現在の状況に加えて、各案件について、異議申し立て内容の概略も記載していただけますでしょうか (異議申し立ての内容が分からないため)。</p>	<p>異議申立内容については以下のホームページをご参照ください。異議申立審査役による報告書等もあわせて掲載しております。</p> <p>https://www.jica.go.jp/environment/objection.html</p>
27.	<p>2. JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に向けた論点(案)(②)について</p> <p>p.7 「全 100 件中、69 件において、環境レビュー段階で EIA/RAP にかかるステークホルダー協議を実施していることが確認された」とありますが、スコーピング段階でステークホルダー協議を実施している件数も分かれば、追記していただけますでしょうか (できるだけ早い段階でのステークホルダー協議が望ましいが、その実施状況を把握するため)。</p>	<p>カテゴリ A については、協力準備調査を実施せずに実施機関が EIA を作成していた 3 件(No.5, 17, 22)を除く全件 (36 件) でスコーピング段階でのステークホルダー協議を実施していることが確認できました。また、カテゴリ B については、ステークホルダー協議が必要と判断され実施した 32 件中 11 件でスコーピング段階での実施が確認されました。</p>
織田委員		
28.	<p>I 基本的事項</p> <p>1.7 対象とする協力事業</p> <p>4. 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (・・・) の整理</p> <p>【協調融資】</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

	<p>論点：協調融資案件におけるコモンアプローチの導入の適否</p> <p>世界銀行や ADB 以外の、例えば AIIB（アジアインフラ投資銀行）などの新規の国際金融機関との協調融資が行われるまたは増える可能性があり、それらでは環境社会配慮の質が十分に確実に担保されていないこともありうることから、コモンアプローチの導入は重要と考えます。</p>	
29.	<p>II 環境社会配慮のプロセス</p> <p>(p.5) 2.1 情報公開</p> <p>1. JICA による情報公開</p> <p>論点：EIA 報告書の公開のステータス、時期、期間</p> <p>現行 GL における EIA 公開と環境レビューを通じてのコメントが困難という問題に対処するため、環境許認可取得前に公開するという他の機関の方法に変更すべきと考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）」「環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否」「EIA 報告書の公開期間」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
30.	<p>同上</p> <p>論点：モニタリング結果の公開義務</p> <p>原則公開とし、「相手国等で一般に公開されている範囲で」としない。ただし、相手国等が非公開を望む場合の交渉の可能性を排除しない。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3 番の回答のとおりです。</p>
31.	<p>(p.7) 2.5 社会環境と人権への配慮</p> <p>2. 社会的弱者に対する人権配慮の有無内容確認</p> <p>論点：人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否</p> <p>人権に配慮の基準としては現行 GL の「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準」は、世銀の世界人権宣言より具体的なので、現行 GL の方が良いと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。なお、現行 GL 別紙 1 では、社会的弱者に女性が含まれています。</p>

	<p>配慮対象には必ず女性を入れるべきと思います。経済的、社会的、政治的分野のジェンダー格差が大きい現状では、社会的に脆弱なグループと言えるからです。また、ジェンダーに基づく暴力への対処としても人権を基準にすべきと思います。</p>	
32.	<p>(p.8) 2.6 参照する法令と基準 3. 世銀のセーフガード政策から ESF への変更点の整理 論点：相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否 乖離がないことは必要と考えます。特に、ESS 2、4 は、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの観点から非常に重要だと思えます。 この点に関しては(p.21)の 論点：世銀 ESS 4・・・域外労働者の流入、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加 も必要と考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否」「世銀 ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
33.	<p>(p.9) 4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点 論点：①環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否は要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
34.	<p>論点：世銀 ESSI、相手国の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否は要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
35.	<p>(p.9) 5. ADB, IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理 論点：PS との乖離がないことも要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「民間連携事業（海外投融资、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

36.	<p>(p.27) 別紙1 非自発的住民移転</p> <p>論点：世銀 ESS 5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照 移転住民の規模や影響に関わらず住民移転計画を策定することは必要と考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
長谷川委員		
37.	<p>① 環境社会関連の費用・便益の定量化の意義・必要性</p> <p>この場合の定量化の定義（物理量、貨幣単位等）に加え、なぜ定量的測定が必要で、その結果がどのように役立つのか等のそもそも論的ポイントが不明確である。</p>	<p>この場合の定量化とは「金銭価値への換算」を意味しています。</p> <p>定量的測定の必要性については、開発途上国において、限られた資金リソースの中で優先すべき効果的な開発事業を選定するために、JICAでは従来より、円借款事業においては定量的効果を計る参考値の一つとして IRR を用いている点が挙げられます。EIRR を算出するにあたっては、事業実施が対象国の国富 national welfare の増減にもたらす影響を網羅的に捉える必要があり、従って環境を含めた無形的な費用（国富減少）、便益（国富増大）をも定量化の上算入する必要があります。</p>
38.	<p>② 環境社会関連の費用・便益計算の範囲・精度</p> <p>もし環境社会的費用・便益の貨幣価値化が有意義であるとされる場合でも、費用便益分析等の経済評価やその感度分析に反映させる際、どの環境社会項目、どの程度の大きさの影響、あるいはどれほどの測定精度が想定されるべきか等について曖昧過ぎる。「可能な範囲で」、「できうる限り」というだけでは、積極的な対応は期待できない。</p>	<p>現実には算出の可能性を制約するのは影響の大きさや測定精度よりも算定にかかる費用であり、（技術的・経費的に）合理的なコストによりデータを捕捉できるものについては金銭価値に換算の上計上するし、そうでないものは定性的費用／便益として扱います。なお算出可否は個別案件毎に判断します。</p>
39.	<p>③ 環境社会関連の費用</p> <p>既にいくつもの事例では、EIA の環境管理・モニタリング計画や、RAP の実施経費が計上され費用便益分析に反映されてきている。EIA・RAP の建前としては、これらの計画（対策）が実施されれば、もうこれ以上の環境社会関連費用は生じないとみなされる。</p> <p>そうであるなら、これらの実施経費は内部経済に属し算定が容易で</p>	<p>従来より、環境管理計画・モニタリング計画や RAP の実施に係る費用は事業費の算定に含まれています。さらに、費用便益分析にも反映されています。一方、環境管理計画やモニタリング計画、RAP を実施しても回避、最小化、軽減できない影響のうち、GHG 排出量は市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上しています。GHG 排出量以外の影</p>

<p>あるから、GLでの記載も「EIAの環境管理・モニタリング計画やRAPの、すべての対策実施経費を算定し、費用便益分析に漏れなく計上すること」と明記できる。</p> <p>そうでなく、これら環境社会対策を実施するにもかかわらず防止・緩和しきれない悪影響（例えば生態系劣化、コミュニティ分断等）がEIAで予測されているのであれば、追加的環境社会関連費用として算定・計上すべきであろう。これらの多くは外部不経済効果で市場価格では算定困難とされてきたが、排出GHGをはじめ国内でも算定方法のマニュアル化が見受けられる（例えば国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」）。</p> <p>よって、WB等の海外開発援助機関のガイドライン類に具体的言及がないのであれば、「これら国内マニュアルを参考にする」といった記述も必要である。</p>	<p>響については依然として算定が困難ではありますが、国内の算定方法等を参考にできるだけ定量的な評価に努めて参ります。</p>
<p>40. ④ 環境社会関連の便益</p> <p>最近よく算定されている環境社会関連便益は、排出GHGに関わるものである。これは、CCPP火力発電事業といった案件のプロジェクト評価（特に費用便益分析）で、その主要事業効果である環境的改善あるいはいかに環境に配慮したかを客観的にアピールしなければ妥当なEIRRにならないという必要性から、積極的に算定・計上した面がある。</p> <p>同様に、環境社会的効果を主目的とする環境案件（地域環境保全事業、自然湿地帯総合管理事業、都市圏道路大気汚染防止対策事業など）についても、EIAとは別に、それらの環境社会的便益をどうにか算定しないと、費用便益分析そのものが成立しない。（ただし、通常環境案件はEIAの対象にならないことから、当該のGLそのものの適用外かもしれない。）</p>	<p>環境社会便益については、定性的には原則すべての案件で評価しています。一方、EIRR算出などの定量的な評価に際しては、ご指摘のとおり無形的便益／費用が全体に及ぼす影響が案件によっては小さい可能性もあると認識していますが、上記38番のとおり技術面費用面の制約も勘定の上、案件毎に可能な限りの定量化に努めています。</p>

	<p>よって、対象案件の環境社会的便益が主要効果なのか副次的・二次的効果なのかを問わず、より正確な費用便益分析を目指す限りそれらの算定・計上は望ましい。一方で、それらが計上されなくても十分なEIRRやB/Cを見込めるのであれば、屋上屋を重ねるだけであまり意味のない努力かもしれない。</p>	
41.	<p>⑤ EIA・RAPでの正の影響の扱い</p> <p>上記(特に④)を踏まえると、対象案件の主要効果に環境社会的便益が含まれる場合や、環境社会的便益は副次的・二次的効果であってもそれらの算定・計上が費用便益分析結果を大きく左右しそうな場合には、スコーピング・マトリクスづくりや予測・評価の各段階で、「正」の影響としてチェックしそれなりの丁寧な扱いをすることが、効率的で後戻りのないプロセスと考えられる。</p>	<p>正の影響について、スコーピングマトリクスでの扱いについては別途、第103回及び第104回全体会合にて説明させていただいたとおり、事業効果として想定されていない正の影響が確認される場合はスコーピングマトリクスに付記する方針です。正の影響の予測・評価の方法については、他ドナーのグッドプラクティスを参考に可能な範囲で取り組んでいく方針です。</p>
42.	<p>⑥ GLでの記載(案)</p> <p>以上の論点を整理すると、『環境社会関連の費用・便益の定量化』に関するGLでの記述は、「可能な範囲で」、「できうる限り」といった実効性を期待できない抽象的で無意味な表現を削除する一方、この目的と手法をGL利用者に分かりやすく伝えるため、次のような文章を加筆することを提案する。</p> <p>(1) 当該事業の環境社会関連費用として、EIAの環境管理・モニタリング計画やRAPに含まれるすべての対策実施経費を算定し、代替案比較や費用便益分析に漏れなく計上すること。</p> <p>(2) 環境社会対策を実施するにもかかわらず防止・緩和しきれない、かつ無視できない悪影響が予測される場合も、追加的環境社会関連費用として算定・計上すること。</p> <p>(3) 主要効果または副次的・二次的効果として当該事業が環境社会的便益を生じさせ、かつ代替案比較や費用便益分析の実施に不可</p>	<p>GL改定の方角性に関するご意見については、論点「環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

	<p>欠な場合、それらの比較・分析を成立させるに足る範囲でこれらの環境社会的便益を算定・計上すること。</p> <p>(4) 環境社会的便益を算定・計上することが必要な場合は、スコーピング・マトリックスで「正」の影響としてチェックし、便益算定に資する予測・評価を行うこと。</p> <p>(5) 環境社会関連費用・便益の算定にあたっては、内外（開発援助機関、公共事業実施機関等）の費用便益分析マニュアル・指針の計算手法も参考にすること。</p>	
	木口委員	
43.	<p>1) 個別案件シート（No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業）7 ページで、「被影響世帯には社会的弱者が含まれていない」とされていますが、非正規農民も、災害など何らかの理由でそのような形で生業を営まずを得ない状況に追い込まれた人々と考えております。</p> <p>最終報告書案②の論点（案）、2.5.2 社会的弱者の人権配慮で議論させていただければと考えております。</p>	<p>社会環境と人権への配慮については、論点「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
44.	<p>2) 環境社会モニタリングの文書に関し、現地語での公開状況についてはご確認されているでしょうか。当該国のステークホルダーがアクセスしやすいよう、現地語での公開がなされているのかが気になっております。</p>	<p>ご指摘の点、現地語によるモニタリング結果の公開ですが、カテゴリ A 案件でモニタリング結果の相手国での公開に合意している案件のうち、全て現地で広く使用されている言葉で公開されていることを確認しました。</p>
45.	<p>3) 修正のお願い</p> <p>・個別案件シート（No.4 ティラワ SEZ）の 8 ページ。非自発的移転が 65 世帯になっていますが、68 世帯ではないでしょうか。ご確認ください。</p>	<p>当時 Zone A 区域内に居住していた、非自発的移転を伴う世帯数は 65 世帯であり、住民移転計画及び個別案件シート（番号 75）はこの数字に基づいて作成されています。その後、実施段階において、Zone A 区域外に居住していたが Zone A 内で耕作を行っている 3 世帯が、もともと耕作物に対しての補償対象だったが、補償交渉中に、Zone A 区域外であっても SEZ 予定区域内に居住しており将来的に移転は必要</p>

		<p>になることから本人たちが住民移転も希望したため移転補償対象の世帯に加えられました。</p>
<p>46.</p>	<p>・最終報告書案③ コメントの DFR 反映結果</p> <p>No.50 のご回答について 「整理番号 69 番「外部からの指摘」において、以下の通り記載をいたしました。NGO より、事業地によって影響をうける非正規農民への「港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法について指摘がなされている。」となっていますが、これは後段の「ティラワ地区インフラ開発事業」に係る事実関係と思われます。</p> <p>ティラワ特別区 (Class A 区域) 開発事業については、メコン・ウォッチから、2013 年 1 月末に「立退通知」(14 日以内に立ち退かない場合は、30 日間の拘禁) が出された件も含め、以下の書簡を含む指摘をさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 2 月 8 日 http://mekongwatch.org/PDF/rq_20130208.pdf ・ 2013 年 5 月 24 日 http://mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130528.pdf ・ 2013 年 7 月 4 日 http://mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130711.pdf ・ 2013 年 9 月 27 日 ・ http://www.mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130927.pdf <p>こちらの事実関係を反映した形での記載の修正をお願いします。ま</p>	<p>整理番号 69 番「外部からの指摘」において、以下の通り記載をいたしました。</p> <p>「NGO より、2013 年 2 月の住民協議に先立って実施機関より退去勧告がなされた点について書簡を含む指摘がなされている。」</p>

	た、「2013年1月末に「立退通知」（14日以内に立ち退かない場合は、30日間の拘禁）が出された」事実については、重要な点ですので、明記していただきたいと考えます。	
47.	NO.53のご回答について 「NGOより、事業地によって影響をうける非正規農民への「港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法について指摘がなされている。」との記載になっていますが、正しくは、「漁民および農民への港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法についての指摘です。記載の修正をお願いします。	以下の通り修正しました。 「NGOより、「漁民及び農民への港湾建設事業による影響に関する協議内容とその確認方法」について指摘がなされている。」
村山委員		
48.	●報告書案①（本文） p.2-4 情報公開 2.2.2 (1)全体の傾向 調査アイテムにある相手国による文書の公開時期、手段、言語などの情報も追加すること。	カテゴリA（全41件）については、ES借款にて環境社会配慮文書を作成する案件（1件）や開発調査型技術協力(4件)を除く36件で、相手国において環境社会配慮文書の公開がなされていることが確認されました。また公開の手段は実施機関での閲覧・複製（36件）が多く、うち14件についてはホームページでも公開されていることがわかりました。言語は英語で作成された場合には、要約版として現地で広く使用されている言葉が使用された文書が作成されているケースが多いことがわかりました。カテゴリB（全42件）については、実施機関での公開が確認された（4件）案件を除き、多くが相手国での公開に関する合意が得られていない案件または、相手国国内法に基づき環境社会配慮文書の作成義務がない案件でした。なお、ステークホルダー協議を実施しており且つ環境社会配慮文書が作成されている案件

		については、ステークホルダー協議の場で環境社会配慮文書が公開されていることが確認されています。以上を2章2.2.2に追記しました。
49.	<p>p.2-8 2.2.3(1)全体の傾向</p> <p>協力準備調査の各種手続きが確認されたのは100件中67件で、3分の1は確認されなかったという理解で正しいか？その場合、手続きが行われていない理由を追加すること。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、100件中67件で協力準備調査が実施されており、残る33件は協力準備調査が実施されていないことが確認されています。（上記の通り、最終報告書（案）（2章2.2.3(1)）を修正しました。）</p>
50.	<p>p.2-9 (2)代替案</p> <p>代替案の傾向をより明確に示すため、例示ではなく、全件のパターンを分類して示すことが望ましい。例えば、プロジェクトサイト、プロジェクトデザイン、建設・運用方法、プロジェクト実施時期などの代替案の分類がありうる。この点は、論点案にも関係する。</p>	<p>ご指摘の点につき、下記を最終報告書（案）第2章2.2.3(2)に追記しました。</p> <p>代替案検討のパターン分析を行った70案件について、プロジェクトサイト・ルート等に係る検討は51件と最も多い案件で確認されました。次いで、プロジェクトデザインに係る検討が34件、建設・運用方法については9件（建設方法に特化したものはうち4件）、プロジェクト実施時期（優先プロジェクトの選定）については4件で確認されました。なお、開発調査型技術協力においてSEAを実施したケースに限定（全7件）した場合、プロジェクトサイトについて検討されたものが4件、プロジェクトデザインについての検討が4件、建設・運用方法については1件、プロジェクト実施時期については1件となっています。</p>
51.	<p>p.2-13、2-14 2.2.4 別紙1-別紙6</p> <p>(1)全体の傾向</p> <p>ステークホルダー協議の状況については、比較的充実した協議を行っている事例のみを示すのではなく、全体像が把握できるような記述が求</p>	<p>ご指摘の点について、最終報告書（案）第2章2.2.4(1)にステークホルダー協議実施に係る全体像（告知方法、告知時期、言語、協議内容等）につき以下の点を記載しました。</p>

	<p>められる。例えば、告知方法、言語、コンサルテーションの方法、コンサルテーション内容などの調査アイテムが挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダー協議での告知方法は、代表者、招待状、新聞広告が比較的多く回答されており、その他掲示板、電話、ラジオという告知方法も使われていた。 ・ステークホルダー協議の告知時期については、詳細な記録がない、または実施機関から回答を得られなかったケースが多いが、1週間前または10-15日前に通知という案件が多く見られた。それ以外には2-5日間前・3週間前といった回答もあった。 ・ステークホルダー協議の使用言語については、記録がないケースもあったが、相手国で広く使用されている現地語が使われていた。公用語である場合は、現地語と共に、英語（インド、スリランカ、フィリピン、カメルーン、南スーダン等）、フランス語（アラビア語圏、カメルーン、南スーダン）、ロシア語（ウズベキスタン）、スペイン語（中南米）、ポルトガル語（モザンビーク）なども使用されていた。 ・コンサルテーションの方法については、住民協議が一般的であるが、FGD やインタビュー・聞き取りも実施されていた。個別訪問によるコンサルテーションも実施されていた。 ・コンサルテーションの内容については、一般的には、EIA/IEE について、プロジェクト概要、想定される環境社会影響、調査結果、環境緩和策、今後のスケジュール等が、RAP/ARAP については、事業概要、補償支援の内容、今後のスケジュール、苦情処理メカニズム等について話されていた。案件によっては、移転先の家屋のサイズなどの詳細、プロジェクト関連の職業斡旋、道路案件での安全面、労働者キャンプ、工事中の交通管理計画といった具体的な協議もされていた。
52.	<p>p.2-17 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (7)先行評価の活用 (ティアリング) p.3-35</p>	<p>ご指摘の通り、国の見解では配慮書段階を SEA と明確に位置付けたものではありませんが、以下のように考えております。</p>

<p>3.4.4 代替案検討におけるプロジェクトを実施しない案、及び代替案検討の実施方法</p> <p>(1)戦略的環境アセスメント(SEA)段階</p> <p>この2か所で、日本の配慮書段階の取り組みをSEAとしているが、国の見解ではこの段階をSEAと位置づけたものはないと思われるため、改めて確認していただきたい。</p>	<p>環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(H19年4月5日、URLは下記参照)では、同ガイドラインの対象案件を「環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち、事業の位置・規模等の検討段階のものを想定」としています。</p> <p>また、環境省の環境影響評価支援ネットワーク(URLは下記参照)によれば、「配慮書：事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるもの」としており、上記ガイドラインにある「事業の位置・規模等の検討段階のもの」に相当するものと考えられます。</p> <p>なお、以上は環境省を参照しており、国際的にはSEAはPolicy, Plan, Programの段階に適用するのが一般的とされています。</p> <p>上記の趣旨を報告書(第3章3.4.4(1)脚注1)に追記しました。</p> <p>参考</p> <p>「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8247 https://www.env.go.jp/press/files/jp/9431.pdf</p> <p>環境影響評価支援ネットワーク http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/3-1.html</p>
---	---

53.	<p>p.2-18、2-19 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (8)「不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響」に該当する事例 派生的・二次的影響が論じられた事例は、2件だけではなくもっとあったように思われる。どのような基準で案件を特定しているのか明確にしていきたい。累積的影響も同様の傾向にある。</p>	<p>ご指摘の点については、審査時に派生的・二次的な影響、累積的影響と整理されている、もしくは当該事業の調査に係る環境社会配慮助言委員会においてご指摘いただいた事業を取り上げています。今次レビュー調査対象案件に限って上記いずれかに該当するかを確認したところ、最終報告書（案）に記載した2件でした。</p>
54.	<p>p.2-23、2-24 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (13) 住民協議での住民のコメントの計画への反映状況 表 2-11 は 70 件の整理としては、断片的に過ぎるのではないか。なかには、41 の最初の反映結果にある「既にモニタリングが実施されている」のように、コメントが反映されたとはいいい難い項目も含まれているように思われる。1 案件でも膨大な量のコメントが寄せられているため、どのような基準で案件を選定し、コメントと対応を記載したのかという点について、明確にしていきたい。</p>	<p>表 2-11 は住民協議議事録の中から、住民より事業計画への反映を希望する内容のコメントが寄せられ、且つそうしたコメントが計画に反映された事例を抽出しなおし、最終報告書にて反映します。</p>
55.	<p>p.2-39、2-40 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (26)生計回復がモニタリングされている案件 記載されている 2 件のみならず、公開が合意されていない案件も含めて、モニタリングの実施状況を確認して、全体の傾向を記載すべき。公開できない個別情報を掲載する必要はない。</p>	<p>社会モニタリング結果の情報公開が合意されている案件は最終報告書（案）に記載されている 2 件です。一方、情報公開に係る合意が得られていない案件（15 件）については、大半の案件において、移転完了後間もないためモニタリングの実施により状況の精査を行っているところです。外部モニタリング（例えば住民移転専門家による移転地でのヒアリングを通じたモニタリング）が行われている案件では、その結果を確認し、移転住民からは生活環境には概ね満足している等の意見が出されており、特段の問題は報告されていません。</p>

56.	<p>●報告書案②（論点案）</p> <p>2.1 情報の公開</p> <p>調査アイテムにある公開場所、時期、言語等の情報が確認できない。論点として検討すべき。</p>	<p>相手国等による情報公開（公開場所、時期、言語等）については、48番のとおり確認されています。よって、論点として追加する必要はないと考えています。</p>
57.	<p>2.2 カテゴリ分類</p> <p>追加調査アイテムにあるように、カテゴリ B は様々な規模が含まれているため、カテゴリ B と ESF の Substantial Risk や Moderate Risk との関係を検討すべき。</p>	<p>カテゴリ分類については、論点「世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」に基づき、本調査の終了後に別途検討して参ります。なお、過去の OP4.01 で採用されていたカテゴリ分類（A, B, C, FI）と ESF のリスク分類の関係性に関する世銀の説明はないこと、また、GL のカテゴリ分類と比較すると、ESF のリスク分類は、借入人の能力やコミットメント等、分類に際して考慮する項目が異なることから、カテゴリ B と ESF の Substantial Risk や Moderate Risk とを関連付けることは難しいと考えています。</p>
58.	<p>2.7 助言委員会による助言</p> <p>論点（案）への追加</p> <p>実施段階での助言に対する対応の確認方法</p>	<p>助言委員会で委員の皆様からいただいた助言は、先方実施機関との合意内容等に可能な限り反映させていただいており、またそれらが実施されているかどうかモニタリング結果の確認等を通じて JICA 内で確認する体制がありますので、運用面に対応していきたいと思います。</p>
59.	<p>別紙 1 対策の検討</p> <p>論点（案）への追加</p> <p>モニタリングの実施（特に RAP）を徹底するための方策の検討</p>	<p>住民移転や用地取得が生じる案件については、全案件で社会モニタリングが実施されており、モニタリングレポートを実施機関から提出を受け JICA 内で確認を行っております。引き続き、GL の適切な運用に努めてまいります。</p>
60.	<p>別紙 5 チェックリストにおける分類チェック項目</p> <p>ジェンダー、子どもの権利等の社会的弱者への影響を含めることの要否</p>	<p>環境チェックリストはガイドラインの参考資料の位置づけであるため、レビュー調査の結果等を踏まえ、ガイドラインの内容が決まった段階で、チェックリストについても必要があれば見直していきたいと考えています。なお、現状、ジェンダー、子供の権利に関しては、チ</p>

		<p>チェックリスト上「移転住民のうち特に女性、子供、老人、貧困層、少数民族・先住民族等の社会的弱者に適切な配慮がなされた計画か。」という項目で確認を行っています。</p>
<p>錦澤委員</p>		
61.	<p>○は報告書案について加筆修正が必要と思われる点、●はガイドライン改訂において考慮すべき論点、をそれぞれ意味します。</p> <p>(1) 代替案の検討について 2.2.3(2) (p2-9)</p> <p>○検討された代替案の内容が紹介されていますが、比較検討の方法のレビューも加えられないか。経済・社会・環境を含めた比較かどうか、定量的評価か定性的か、プラス評価も含むかどうか等の観点があると思います。</p> <p>●代替案検討の意義は、「最適な意思決定」と「説明責任を果たすこと」の二点にあるので、その点を踏まえて、今後、改善していくための検討が望まれます。</p>	<p>○代替案検討のパターン分析を行った 70 案件のうち、さらに協力準備調査または開発調査型技術協力を実施しているカテゴリ A の 31 件について比較検討の方法をレビューしました。概要は以下のとおりです。</p> <p>経済面（プロジェクトコスト、採算性等）及び環境社会面を含めた検討が行われていた案件は 24 件でした。内訳をみると、代替案の検討は経済面からは 27 件、環境面は 28 件、社会面は 28 件でそれぞれ検討されており、特に社会面（用地取得・住民移転の観点）の検討が多く実施されていた。また、25 件で技術面の検討を行っていました。22 件で代替案を定量的に評価しており、残りは定性的評価を行っていました。さらに、移動時間の短縮や交通網の改善、地域経済へのプラスの効果等の事業実施による望ましい効果を代替案比較において検討していた案件は 17 件ありました。詳細は最終報告書（案）第 2 章 2.2.3(2)に追記しました。</p> <p>●について、ご指摘の点を踏まえ、論点「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
62.	<p>(2) アセス図書の公開について 2.2.3 (5) (p2-11)</p> <p>●JICA ウェブサイト上におけるアセス図書の公開・データベース化</p>	<p>現行 GL では、1.4 環境社会配慮の基本方針で情報公開を掲げ、「JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するた</p>

	<p>(アセスメント完了後も含む)は、自国内での説明責任や社会的責任投資などの国内外の動向も踏まえて、より強化していく姿勢をガイドラインに明記することが望まれます。</p> <p>●アセスメント図書のデータベース化は米国や中国などで既に実施されており、日本でも一部の事業のアセスメント図書の公開 (http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html) が進められています。これにより、手続の透明性と説明責任の充実化、フォローアップの実効性確保、予測・評価技術の向上、アセスメントの効率化、などの意義が期待できます。</p>	<p>め、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う」とされています。さらに、2.1 情報の公開では、「プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国等を支援する」とされています。上記、環境社会配慮に関する情報には EIA も含まれており、レビュー調査対象のカテゴリ A 案件は全案件で EIA が JICA ウェブサイトで公開されています。以上より、アセスメント図書の公開は現行 GL に反映されていると考えています。</p>
63.	<p>(3) 累積的影響の取り扱いについて 2.2.4(8) (p2-19)</p> <p>○表 2-8 では、調査対象とした 75 案件中 2 案件でのみ累積的影響が特定された、とされていますが、そもそも累積的影響をチェックした案件自体が少ないことが問題であり、累積的影響が考慮された事例の数も併せて記載する必要があります。</p> <p>○これまでの委員会会合において、事後調査結果が基準値を超過したモニタリング事例の報告がありましたが、累積的影響の検討が十分ではなかったことが一因との説明があったと記憶します。その点についても把握している範囲で情報を加えることが望まれます。</p> <p>○表 2-8 の上の文章中にある「下記に示す JICA GL の定義」の「下記に示す」がどこの箇所を指すのかわかりません。記載漏れであれば加筆してください。</p> <p>●累積的影響も含めて「影響特性」の取り扱いはもう少し考慮の余地があると考えます。例えば、不可逆的影響については、(現ガイドラインの) カテゴリ分類では考慮されていますが、「2.3 環境社会配慮の項目」の「2. 調査・検討すべき影響」の中では考慮されていませ</p>	<p>○1 については、上記 53 番にて回答させていただきました通り、審査時に累積的影響と整理されている事業、もしくは環境社会配慮助言委員会においてご指摘いただいた事業を取り上げています。今次レビュー調査対象案件に限って確認したところ、該当したのは最終報告書(案)に記載した事業でした。</p> <p>○2 : これまで、助言委員会全体会合で、工事中の環境モニタリング結果について、事業対象地周辺で複数の建設工事が同時に行われ基準値を超過する場合、累積的影響を考慮することの必要性が議論されたことがあります。JICA GL の FAQ に基づき、EIA 作成の時点で、周辺の建設工事が具体的に計画されており、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積が確認された場合は、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとしています。</p> <p>○3 : 最終報告書(案) 第 2 章 2.2.4 (8) の注釈に以下を追記しました。 https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq_all.pdf</p>

	<p>ん。米国 NEPA などでは、影響特性についてより慎重に扱われているので、参考にすべきと思います。</p>	<p>「JICA では、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1 の定義を参考に、リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点 (例えばスコoping時点) で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積を累積的影響の目安としています。」</p> <p>●について、累積的影響を含む影響特性については、世銀等の他ドナーの定義を参照し、包括的検討で議論させていただきます。</p>
64.	<p>(4) 災害の取り扱いについて 3.4.5 (2) (p3-38-39)</p> <p>○日本のアセス法における自然災害に関連する項目を選定した事業が3事例のみ挙げられていますが、やや偏った調査結果ではないでしょうか。日本のアセス法対象案件については、ウェブで入手・確認できるアセス図書は「全てウェブサイトで掲載されているわけではない」というよりも、「縦覧期間中のアセス図書を中心にごく一部」に限られるので、表現を修正するか、調査の仕方の再検討が必要です。</p> <p>●アセス法で災害を取り扱っていないことはその通りですが、運用面では少し状況が異なります。特に面開発による土地の安定性の問題は、昨今頻発する気象災害と併せて、(事業計画サイドだけでなく) アセスの中でも積極的にチェックしようという動きがみられます。例えば、2017 年に環境省監修で発行された「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」では、地盤に係る環境影響評価として土地の安定性の変化についても評価項目の対象として考慮することが望ましい、という見解が示されています。これらの災害をめぐる対応を総合的に把握しなければ、「日本のアセスは災</p>	<p>○について、3章 3.4.5(2)に「2019年5月時点で、環境省『環境影響評価情報支援ネットワーク』を含むウェブサイトで公開されている環境影響評価法対象案件の環境影響評価書を検索した結果によると、自然災害に関連した項目を選定しているのは、下表に示す3例であった。」と追記しました。また、同じく3章 3.4.5(2)の脚注1に「日本の環境影響評価法対象案件は縦覧期間中の環境影響評価書を中心に、一部がウェブサイトで掲載されている」旨を脚注に追記しました。</p> <p>●について、報告書3章では、環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」を含むウェブサイト上で、自然災害に関連した項目を選定していることが確認された事例を載せています。日本の動向については、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」における「開発行為による土地の安定性の変化(液状化、地盤陥没といった地盤変状や地すべり、斜面崩壊等の危険度増加等)についても環境影響評価の項目の対象として考慮することが望ましい」とされている旨を3章 3.4.5(1)に追記しました。なお、資料②論点案15 ページ「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の6. のとおり、JICA 事業では地滑りや斜面崩壊といった災害に</p>

	<p>害をほとんど考慮していない」という偏った見方につながるおそれがあります。</p> <p>○世銀 ESF を整理した表において (p3-23) 、ESS4 “Community Health and Safety“が「コミュニティと衛生安全」と訳されていますが、「安全」の対象が伝染病などの衛生面だけのように誤解を受けるおそれがあるので、災害を含む広い意味でのコミュニティの安全を対象としていることがわかるように、「コミュニティの衛生と安全」などと表現した方がいいでしょう。</p>	<p>ついて、従来から既存のチェック項目（地形地質等）で対応しています。</p> <p>○について、「コミュニティの衛生と安全」に修正します。</p>
	石田委員	
65.	<p>P19. 10.2 派生的、二次的影響。</p> <p>合理的に予測できる範囲（世銀）、事業により誘発される影響（IFC）は重なる部分もあるように思えますので、誘発、合理的の意味、定義をより明確にできるようにであればお願いしたいと思います。</p>	<p>誘発、合理的について、世銀 ESS 1 のガイダンスノート 23.4 では、「誘発された影響 (induced impacts) については、その不確実性や推測的であること、距離的に離れているといった理由から、借入人は、評価や緩和策を講じることは期待されていない」とあります。また、同 23.4 に、「単なる可能性のある影響、または「投機的“speculative”」と見なされる影響は“合理的に予測できる”とはみなされない」とあります。以上を 3 章 3.4.7 表 3-16 の脚注 1 に記載しました。</p>
	日比委員	
66.	<p>・「国際的援助潮流」として「パリ協定」の記述があるが、この協定が「気候変動枠組条約」下にあることを明記</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) においてパリ協定が採択された」と致しました。（第 3 章 3.1.4 (2)）</p>
67.	<p>・「歴史上初めて全ての国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した。。」の記述の意図は理解するが、条約そのもの、そして京都議定書においても、温室効果ガスの削減については全ての国が約束していると言えるので、より意図を明確にすべく「温室効果ガスの削減に全ての国が具体的に取り組むことを歴史上初めて約束した」で</p>	<p>国連気候変動枠組条約は、温室効果ガス (GHG) の濃度安定化を究極的な目的【第 2 条】とした上で、全ての締約国に対し、GHG のインベントリ作成【第 4 条第 1 項(a)】や国家計画の作成・実施【同項(b)】、また、附属書 I 国に対し、GHG の人為的な排出抑制の措置【同条第 2 項(a)】を、それぞれ課しています。また、京都議定書は、附属書 I 国</p>

	うか	に対し、GHG の排出削減を義務づけています【第 3 条第 1 項】。しかしながら、枠組条約、京都議定書のいずれにおいても、GHG 排出削減について全ての締約国に約束を課した条項はないと考えます。これに対し、パリ協定では、全ての締約国に対し、自国が決定する貢献（NDC）の作成・通報及び緩和に関する国内措置の遂行を義務づけています【第 4 条第 2 項】。このため、原文どおりでも支障ないものと考えます。
68.	・国際的援助潮流として「パリ協定」とあるが、本来の潮流は「脱炭素」ではないか。その一旦として国際的な政治的枠組みとして「パリ協定」があるのであって、パリ協定自体が潮流ではないのではないか。（日本政府の「長期戦略」では脱炭素に触れている）	様々な整理方法があらうかと思いますが、上記 3.に記載のとおり、パリ協定が気候変動対策に係る歴史的な一里塚であり、2020 年以降の新たな国際枠組である点を重視して、今回のような整理といたしました。
69.	・パリ協定に触れるにあたっては、2 (1.5) °C目標とともに、「今世紀の後半にはネットゼロを実現」することが盛り込まれていることも明記すること	下記のとおり報告書 3 章 (3.1.4 (2)) 及び論点案 p1 に追記しました。「パリ協定第四条第一項では、締約国は、(中略) 長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。とある。」
70.	・JICA としてパリ協定の中で特に重要なのは、各国の NDC であろう。NDC、つまり JICA のクライアント国の排出削減戦略・計画に貢献することは、気候変動への影響を考える上で、まずクリアすべきものとする	ご指摘のとおり、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、JICA の事業が当該国の NDC の達成に貢献することは重要と考えます。

71.	<p>・気候変動に関する最新の国際的潮流の参照先として、IPCC（日本政府もメンバーである）が昨秋出した 1.5°C特別報告書にも言及すべき。特に、今世紀後半にネットゼロというパリ協定の到達目標だけでなく、実施を担う機関である JICA としては、達成に向けた排出削減シナリオ（すなわち数十年先に目標達成すれば良いのではなく、ここ数年のうちに排出量をピークアウトしなければならない点）につき留意しなければ、パリ目標達成への貢献を具体化することは出来ないのではないか</p>	<p>ご指摘を踏まえ、IPCC1.5°C特別報告書についても以下のとおり追記しました。（第3章 3.1.4 (2)）</p> <p>【気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 1.5°C特別報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で1.5°C上昇のインパクトとGHG排出経路に関する特別報告書を2018年に作成するよう、UNFCCCからIPCCへ招請したことを受け、2018年10月に作成された報告書。人類の活動により、工業化以前の水準と比べて、既に約1.0°Cの気温上昇が引き起こされており、現在のペースが進めば、2030～2052年の間に、工業化以前の水準と比べて1.5°C上昇に到達する見込みであることを指摘。その上で、気温上昇を1.5°Cに留めるためには、土地、エネルギー、産業、建物、運輸、都市等の各分野で、「迅速かつ遠大な」移行（"rapid and far-reaching" transitions）が必要であり、2050年頃に人為的なCO2排出量を差引（ネット）ゼロに抑える必要があると言及。 <p>また、排出削減シナリオも重要と認識しておりますが、途上国がピークアウトを迎えるには、先進国よりも長い移行（transition）期間が必要であり、各国の異なる事情（different national circumstances）も勘案した対応が必要と考えます。</p>
72.	<p>・上記潮流を踏まえれば、気候変動にかかる論点としては、「GHG排出量の推計」「代替案の分析」だけでは不十分と考える。排出量を推計した上で（推計自体は、排出量の削減を担保するものではない）、それが対象国NDC、パリ目標に貢献するのか、それとも負の影響をもたらすのかを検討する考え方、方法を盛り込まなければ、推計しただけで終わってしまう。従来環境配慮の検討にあったような「全体</p>	<p>事業によるGHG排出量のロックイン（固定化）は重要な課題と認識しており、代替案の検討に際しては、技術的・財政的な実現可能性も勘案の上、総合的な検討が必要と考えます。</p>

	<p>の排出における事業起源の排出量は極めて小さいので影響は無視できる」「BAUと比較して削減効果がある」という論理は、気候変動という問題の性質と現状を考えた上では、極めて不適切であることを認識した上で何を参照基準とするのかが非常に重要な論点となろう。仮に「移行技術」としての事業支援だった場合には、全体目標（パリ、NDC）に向けた貢献を明示できなければならないのではないか。その際、事業による排出量（潜在的削減量を含む）がどの程度の期間ロックイン（固定化）されるかについても、重要な検討項目となるのではないか。</p>	
73.	<p>・（誤植）長期戦略の説明で「2010年までに80%の削減」→「2100年までに80%削減」ではないか？</p>	<p>「2050年までに80%」に修正しました。（第3章3.1.4(2)）</p>
鈴木委員		
74.	<p>■ II 2. 1. 情報公開</p> <p>「モニタリング段階にある案件の進捗状況について」の報告（2019.7.1.）で、案件の半数以上が環境配慮、社会配慮のいずれかあるいは両方で非公開になっている。</p> <p>現状では環境社会配慮委員会の助言の結果を確認するモニタリングの適正実施が困難で、日本のODAの質の充実、透明性の確保の観点から問題がある。</p> <p>環境社会配慮助言委員会のシステムを今後も機能させる制度的な保証措置として、モニタリングの実施、公開を援助契約事項とするとともに、契約遵守のインセンティブや違約に対するペナルティの仕組みの導入を検討して、モニタリング結果の非公開を無くす方策を採用すべきである。</p>	<p>GL改定の方角性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3番の回答のとおりです。</p>

75.	<p>■最終報告案② 別添1 p22</p> <p>「保護区内では、事業を原則実施しない」から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否が論点に上がっている。</p> <p>基本的には現状の「保護区内では、事業を原則実施しない」が良いと考える。</p> <p>生息地区分に基づいて判断しようとする場合は、誰がその生息地区分境界をどの様な手続きで何時までに、誰のコスト負担で確定作業を行うのかが新たな問題になる。</p> <p>現状で法的な裏付けを持った保護区は様々な調整を経て境界を確定したものなので、尊重されるべきものとする。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」及び「原則、保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
米田委員		
76.	<p>・生物圏保存地域のゾーニングについて</p> <p>中間報告でもコメントしましたが、Biosphere Reserve の和訳は生物圏保存地域が良いと思います。(報告書案①2-19 に生物圏保護区、2-20 に生物圏類区の表記)</p> <p>生物圏保存地域のゾーニングは Core zone, Buffer zone, Transition zone とあり、それぞれ核心地域、緩衝地域、移行地域と訳されることが多いと思います。</p> <p>気になったのは上記 2-19 において、「移行帯 (バッファエリア)」の表記があったことで、緩衝地域と移行地域では目的、規制が異なりますので、No.24 及び No.21 の事例がどちらだったのか、再度確認いただければと思います。(報告書案② p.24 も同様)</p>	<p>Biosphere Reserve の訳を生物圏保存地域に修正しました。また、No. 21 カンボジア国国道 5 号線改修事業 (スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間) (第一期) 及び No. 24 ベトナム国南北高速道路建設事業 (ベンルックーロンタイン間) のプロジェクト道路が通過するのはどちらも transition zone (移行地域) でしたので、2 章 2-19, 2-20 の記載を修正しました。</p>

以上

2019年7月12日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC: 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案への質問・コメント

国際環境 NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ

本年7月1日の国際協力機構（JICA）環境社会配慮助言委員会第103回全体会で配布され、貴機構のウェブサイトでも公表されている「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案」について、パブリック・コメントに先んじて、まず、以下の質問およびコメントを提出します。ご査収いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

【最終報告書案①】

P.2-2～2-3

1. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、少なくとも、案件 No. 4 では、「(区域 A) 影響住民グループが JICA に複数回レターを提出。2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定した。」という状況が報告されており、また、案件 No. 13 では、「影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに一度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。」という状況が報告されていることに関し、貴機構のガイドラインの運用状況として、追記をお願いしたい。

P.2-6

2. 「『2.5 社会環境と人権への配慮』に関し、全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。」との記載があるが、案件によっては、表現の自由など基本的人権が脅かされている／侵害されている事例も見られるのではないかと。たとえば、案件 No. 4（ミャンマー）では、移転した住民の中に、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めらるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている（異議申立書にも記載されている）。また、案件 No. 13（インドネシア）では、当該事業に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。ガイドラインの論点抽出の目的のためには、こうした指摘もきちんと併記すべきである。

また、近年、大型開発事業に伴う土地収奪や生計手段の喪失に係る問題に取り組む環境・人権擁護者への脅迫や弾圧が強まっていることが世界的にも懸念されている（参照：
<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/HRDefendersCivicSpace.aspx> ;
<https://www.amnesty.org/en/documents/act30/6011/2017/en/> ;

<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/at-what-cost/>)。こうした国際的な動向についても追記をお願いしたい (P. 3-33 3-4-1 「ラギー原則」にも関連)。

P.2-11

3. 「(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況」で、案件 No. 13 において「ES 借款中に用地取得が行われ」たことに関し、幾つかの確認点が記載されている。これらの確認は貴機構の担当課が通常の業務として行なったものか。それとも、同レビュー調査を行なったコンサルタントの確認によるものか。

また、同案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、現地住民グループや国内外の NGO から問題 (国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている等) を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、ガイドラインの論点抽出の目的のためには、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記すべきである。

P.2-14

4. 「RAP/ARAP が作成されていない 5 件」とあるが、この 5 件は「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト」であったか。また、RAP/LARAP が作成されなかった 5 件の案件名を教えてください。また、作成されていない理由は何であったか。

P.2-14

5. 「現地調査を実施した 8 案件中生計回復が対象となる 5 案件について、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査」した結果が記載されているが、全体として、生計回復できている／できていないと十分に判断するのに必要な情報や根拠に欠けるのではないか。十分な判断材料がないのであれば、確認が難しいこと、また、その理由を記載していただき、モニタリング時の課題として別途議論につなげるべきではないか。

また、案件によって記載内容に差異があり、全体の状況が掴みにくい。可能であれば、少なくとも、以下の点について、記載の追記をお願いしたい。

- 案件 No. 5 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「337 世帯」の移転世帯のうち、今回訪問した移転地には何世帯が移転し、そのうち何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、インタビューを行なった住民はスラム居住者等の社会的弱者であったか否か。
- 案件 No. 13 については、現地調査で誰 (現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた農民) にインタビューを行なった結果として記載されているのか。
なお、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電所用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。(P. 2-40 の記述内容も同様)
- 案件 No. 24 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「362 世帯」の移転世帯のうち、何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、地元政府が「副業の支援を提供」したことの効果について、当該住民はどのように回答しているのか。
- 案件 No. 42 については、現地調査で誰 (現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた住民) にインタビューを行なった結果として記載されているのか。

P.2-30

6. 「表 2-17 外部からの実施機関への指摘の概要」の案件 No. 13 について、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html>）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載の修正をお願いしたい。

「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」

P.2-31

7. 「表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要」のベトナム・ハノイ市都市鉄道建設事業案件について、状況の欄に「検討結果に対する異議申立人からの意見書 2014 年 12 月 9 日」の記載漏れが、また同様に、案件 No. 4 について、状況の欄に「当事者からの意見書 2014 年 12 月 3 日」の記載漏れが見られるので、追記をお願いしたい。

【最終報告書案②】

P.1

8. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、上述の質問・コメント 1. で記したような状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、論点に含めていただきたい。

P.7～8

9. 「2.5 社会環境と人権への配慮」の項目において、上述の質問・コメント 2. で記したような事項の追記をお願いしたい。また、論点（案）として挙げられている「人権にかかる配慮項目とその範囲」等のなかでは、個別の事例や国際的な動向を踏まえ、貴機構として、ガイドラインの下、どのような人権配慮をしなくてはいいかの議論も含んでいただきたい。

P.10

10. 「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」の項目において、「別途、『異議申立手続き』の見直し作業を通じて対応」との記載があるが、この「異議申立手続きの見直し」は、どのようなスケジュールで行なわれる予定か。

P.12～13

11. 「【追加調査アイテム】」において、「NGO 等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。」とあることから、論点に「エンジニアリングサービス（ES）借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の可否」を含めていただきたい。

また、エンジニアリングサービス借款事業では、案件 No. 13 のように、JICA の本体借款に係る環境レビューの開始時期が現行のガイドライン上の情報公開規定ではわからない。したがって、論点に「エンジニアリングサービス（ES）借款案件の本体事業に係る JICA の環境レビュー開始時期の情報公開の可否」

を含めていただきたい。

P. 28

12. 「6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認」については、上述の質問・コメント 5. をご参照いただきたい。

P. 27～29

13. 世銀 ESS 5 「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」を踏まえ、『生計手段の喪失』に『土地や資源へのアクセスの損失』が含まれることを明記することの要否」を論点に含めていただきたい。

P. 27～29

14. NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開」および「補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止」、また、世銀 ESS 5 の para 13 の内容（「補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされること」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 13 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。

また、これに関連して、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手段として、「資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交」すること、「移転・補償対象者が署名した合意文書について、その写しを当該世帯へ早急に手交」すること、「補償対象者の補償受領にあたり、領収書を当該世帯に手交」することの要否を論点に含めていただきたい。

さらに、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手順として、「移転計画の策定と実施プロセス（移転計画ドラフト／最終版の公開時期と合意取付／補償支払・移転措置の実施の適切な手順）」について論点に含めていただきたい。

P. 27～29

15. NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮」、また、世銀 ESS 5 の para 29 の内容（「生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 29 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。

以上

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel: 03-6909-5983, Fax: 03-6909-5986

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

③レビュー調査補足資料への質問・コメント

2019年7月15日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC: 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 補足資料への質問・コメント 個別案件シート No.13 インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業(E/S)について

国際環境 NGO FoE Japan

本年7月1日の国際協力機構（JICA）環境社会配慮助言委員会第103回全体会合で配布され、貴機構のウェブサイトでも公表されている「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 補足資料」のNo.13「インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業（E/S）」について、以下の質問およびコメントを提出します。ご査収いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

<ガイドライン改定に向けた論点に係る質問・コメント>

p.2

整理番号 17

- 「スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。」との記載について、本案件でスクリーニング様式が提出されなかった理由は何か。E/S 借款であることが理由であり、本体借款の要請時には改めてスクリーニング様式の提出がなされるということか。

p.3

整理番号 21

- 「権利が制限されている地域の該当状況：該当しない」との記載について、ここで「該当しない」という結論を出した根拠は何か。また、この結論を出すために利用・参照している情報・文書等があるようであれば、ご教示願いたい。
なお、本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にある。

p.5

整理番号 39

- 「モニタリング結果の受領」「審査時の合意：合意していない。」との記載について、「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案②」の論点に「エンジニアリングサービス（E/S）借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の要否」を含め、「E/S 借款契約時のモニタリング結果の受領に関する合意の要否」についても議論させていただきたい。

<個別案件シート No. 13 の記述内容への修正・追記要請>

p.3

整理番号 21

- 本案件では、NGO から指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にあることを追記していただきたい。

整理番号 23 および 24

- 「変電所・送電線の修正版 EIA は現在現地審査中。」との記載があるが、「相手国の国内法遵守の有無」についての記載事項であることから、違法工事が実施されていた経緯も含めて記載していただきたい。具体的には、「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」等の記載が妥当であるとする。

p.5

整理番号 38

- 「エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況」として、「用地取得・住民移転：国内法（Law No.2/2012）に基づき用地取得の計画及び非地権者も含めた被影響住民を対象とした LARAP に沿って補償、支援が行われている。」との記載があるが、本案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、住民グループや国内外の NGO から問題（地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が EIA に沿っておらず違法に実施されていた等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記していただきたい。

p.8

整理番号 69

- 「2017年9月以降、NGOより累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」との記載があるが、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html>）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のよう
に当該箇所の記載を修正いただきたい。

「2016年4月以降、現地住民グループや国内外のNGOより環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」

p.9

整理番号 76

- 「対象者と文書等で合意をしているか」の項目で、非自発的な物理的移転を強いられる3世帯についての合意状況も記載していただきたい。（NGOが把握している限りでは、少なくとも、1世帯は未合意である。）

<個別案件に係る質問>

p.1

事業概要

- 「3) 変電設備」との記載について、変電設備は本体借款に含まれず、E/Sによる基本設計のみの支援という理解でよいか。

p.2

整理番号 10

- RAPの公開場所の記載について、「PLNの現地事務所」とは、具体的にどこ（県、郡、村）のことを指しているか。
- 「環境モニタリング：相手国EIA法に基づきインドラマユ県の環境局で公開中。変電所部分については、西ジャワ州の環境局でも公開。」との記載について、インドネシアで公開中の発電所および変電所部分に係る環境モニタリングの写しを共有いただくことは可能か。

p.5

整理番号 38

- 「エンジニアリング・サービス借款中に用地取得が行われたため、そのモニタリング支援が行われている。」との記載について、同モニタリング支援を行なっているのは、E/Sの受注企業か、それとも、JICA 専門家か。

p.7～8

整理番号 68

- 変電所の 2018 年 EIA（審査中）の「⑩変電所予定地周囲の水路は修復済み」との記載について、どの部分の水路にどのような影響が生じ、それらをどのように修復したのか。地図を用いて説明していただけると有難い。

p.9

整理番号 76

- 「非地権者をカバーした LARAP には、実施機関、地方政府、村長、影響民代表が合意。」との記載について、「影響民代表」とは、どのように選出された代表で、何名が選出されているか。また、合意の形態は文書への署名か。

整理番号 78

- 「内部モニタリング実施時点」との記載について、具体的には何年何月に行なわれたモニタリングか。また、これは PLN 内部でのモニタリングか、それとも、JICA 内部でのモニタリングか。

p.10

整理番号 81

- 「Mekarsari 村に、House of Complaint が設置され、コンサルタントチームが常駐し苦情を受け付ける体制となっている。それ以外の村落にも、Grievance Box が設置され、定期的にコンサルタントチームが回収、対応している。」との記載について、この「コンサルタントチーム」は、PLN が形成しているものか、それとも、JICA 専門家が形成しているものか。それとも、別の形態か。
- 「2018 年 11 月まで、38 件の Grievance が出されている。」との記載について、同 38 件はすべて解決済みか。あるいは、係争中のものがある場合、何件で、どのようなケースか。

整理番号 88

- 「言語：現地国語及び英語で作成されている。」との記載について、変電所部分の EIA も英語での作成がなされているか。英語版がある場合、写しを共有いただく、また、JICA のウェブサイトで公開をしていただくことは可能か。

<個別案件に係るコメント>

p.3

整理番号 23 および 24

- 用地取得については、「一回目の住民協議には、地権者など、二回目の住民協議には、被影響村落の村長および宗教指導者が参加。」との記載でも明らかなおり、小作農や農業労働者、漁民等の被影響住民の参加が一切確保されていなかった。2016年3月11日には、本案件に反対している住民グループが西ジャワ州知事に宛てた異議申立書のなかで、地権者以外の被影響住民が協議に参加する機会がなかった点を指摘している。
- 「CSR および生計回復の支援プログラムの内容については、非地権者も含めた被影響住民を対象とした文書（LARAP: Land Acquisition and Resettlement Action Plan）策定時にも引き続き聞き取り調査を実施」との記載があるが、本案件に反対している住民グループは JICA 専門家も同席した協議（2016年9月15日、11月6日）や JICA への書簡（2016年11月6日付）等を通じて、CSR や生計回復ではなく事業中止を要求しており、LARAP 策定目的の情報収集・協議を拒否すること（また、JICA の支援停止を要求すること）を伝えている。

p.4

整理番号 35

- 「スコーピング：スコーピング案が作成され、住民協議を実施。それに基づき、EIA の TOR が決定された。」との記載があるが、発電所の EIA に係る環境許認可について、現在、係争中の行政訴訟のなかで原告住民側が指摘している事項の一つは、EIA の策定プロセスへの参加機会が一切なかったことであり、当該住民協議が適切であったかについては精査が必要であると考え。（原告住民らが当該 EIA、および、環境許認可を認知・入手したのは、2017年6月12日であった。）

p.7～8

整理番号 68

- 発電所の EIA について、「① 2010年～2015年にかけて全6回実施。」「③ 住民代表及び地元関連機関を含むキーステークホルダー協議」「④ 社会的弱者からの質問等は特になし。」との記載があるが、当該 EIA に係る環境許認可について、現在、係争中の行政訴訟のなかで原告住民側が指摘している事項の一つは、EIA の策定プロセスへの参加機会が一切なかったことである（原告住民らが当該 EIA、および、環境許認可を認知・入手したのは、2017年6月12日であった）。原告住民のような小作農や農業労働者など、社会的弱者の十分かつ適切な参加が確保されていたのかについては精査が必要であると考え。
- 変電所の 2018年 EIA（審査中）について、「⑥ 第1回（2018年9月19日開催のパブリックコンサルテーション）」との記載があるが、同コンサルテーションは変電所の土地造成作業が開始された 2018年2月よりも後であった、つまり、変電所の土地造成作業が違法に開始された後

であった。

- RAP について、「⑦ FGD では、RAP の概要をまとめたパンフレットを配布、それに基づき内容を説明。また、生計回復にかかる支援プログラムの内容について、聞き取り調査を実施した。」との記載があるが、本案件に反対している住民グループが PLN に提出した 2017 年 8 月 7 日付の書簡のなかでは、RAP の策定プロセスにおける問題点が指摘されている。特に、聞き取り調査については、「2017 年 6 月と 7 月、PLN のチームと村の役人らが家毎にやって来て、住民が拡張計画に同意するよう、生計手段を申し出て誘惑した。住民はまた、ヤギやアヒルも申し出られた。住民は署名を迫られた。読み書きや署名ができない住民は拇印を強要された。PLN チームからは用途や目的に関する説明はなかった。理解できない住民も説明を受けなかった。理解できない住民は、彼らが同意したように見えるよう、パンフレットを持った姿の写真を頼まれた。それらは、PLN チームによる狡猾なやり口である。PLN はまた、住民が 7 月 14 日までに、最も直近では 8 月 2 日までに用紙を提出しない場合、同住民は石炭火力発電所の建設に同意したとみなされると脅した。私たちは、住民自身がその意味をわかっていない用紙に署名をするよう、PLN チームが住民を脅したと考えている。住民のなかには、白紙への署名を求められた者もいた。加えて、異なる用紙への署名を求められた住民もいる。」との指摘がなされている。

p.8

整理番号 70

- 「PLN は、社会的弱者の全世帯を戸別訪問し、LARAP の内容について説明。また、支援プログラムの内容について聞き取り調査を行った。（聞き取り調査の際に、アンケート（支援の内容についての聞き取り）を行った。）」との記載があるが、上述の整理番号 68 の RAP に関するコメントをご参照いただきたい。

p.9

整理番号 76

- 「補償の内訳を示した合意文書に地権者が合意。」との記載でも明らかなおと、作物補償に係る交渉・意思決定・合意プロセスにおいて、小作農等の参加は確保されていなかった。

p.10

整理番号 80

- 「補償金の支払い」については「作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償水準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、実際の補償支払額から計算した補償水準も一定にならない状況」であったこと、また、「小作の作物補償の支払に際し、補償算定調査の結果について、当該住民が認識・確認できていないケースがあり（写しが手交されていない）、十分な補償交渉ができない。また、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されていない。」等

の指摘が NGO からなされている。

- 「生計の回復状況」として、「2016年10月から2018年8月まで、300人が「農業スキル系」「非農業スキル系」の生計回復プログラムに参加し、引き続きプログラムが提供されている。」との記載があるが、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。

<国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する要請への確認結果に対するコメント>

該当するガイドラインの内容	ガイドラインの運用・遵守状況	課題・教訓	JICA 確認結果	FoE Japan コメント
<p>1.4 環境社会配慮の基本方針 (重要事項4)</p> <p>現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。</p>	<p>影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に3度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに1度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。</p>	<p>・影響住民に対する JICA の対応（レター／要請書等への文書回答、面談要請への現地事務所での速やかな対応等）</p>	<p>これまでに被影響住民グループとの間で、現地で2度、本邦で2度協議を行い、健康被害や人権侵害、環境許認可の不備等の問題点の指摘を直接聴取しました。また、協議の場で指摘された点については、実施機関に対しても申し入れています。</p>	<p>住民グループからのレターに JICA がすぐに対応しなかった事実についても確認すべき。また、こうした状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、「JICA ガイドライン改定に向けた論点」（以下、論点）に含めていただきたい。なお、住民グループがレターや協議等で指摘している点には、本案件への強い反対の意思や農業・漁業など生計手段への影響に対する懸念も含まれる。</p>

<p>3.2.1 環境レビュー (5) エンジニアリング・サービス借款</p> <p>1. 調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。</p> <p>2. ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。</p>	<p>・本案件では、JICA が F/S を実施 (2009~10 年)、E/S 借款を供与 (2013 年~)、JICA ホームページに EIA と環境許認可を掲載 (2015 年 12 月~)、また、専門家による土地収用計画策定支援 (2016~17 年) を行なってきた。しかし、現在、下段で詳述するようなさまざまな指摘 (環境社会配慮上の要件を満たさない) が住民からなされているにもかかわらず、JICA は「本体借款に係るインドネシア政府からの正式要請が依然なされていない」ことを理由に、「正式要請後の環境レビューにおいて、詳細を確認する」との姿勢を崩さず、より早期に可能な対応をとっていない。</p>	<p>・ E/S 借款のモニタリング期間中に環境社会配慮上の要件に関わる重大な指摘がなされた場合に、ケースバイケースでより早期の確認・対応を行なう可能性</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン上、プロジェクトの本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可としており、本事業では、E/S 借款と並行して実施機関が必要な調査を実施したため、同規定に基づく対応をとる予定です。他方、指摘事項については累次実施機関である PLN に伝え、本体借款の要請する場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守が必要であることを申し入れています。</p>	<p>論点に「E/S 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応 (モニタリング、および、貸付停止を含む) の要否」を含めていただきたい。</p>
<p>別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 非自発</p>	<p>・土地収用計画 (生計回復措置を含む) のドラフト版、および、最</p>	<p>・移転・補償・生計支援の準備/実施スケジ</p>	<p>現地調査で、実施機関より、用地取得の計画文書に</p>	<p>【事実関係の整理】 ・PLN による村役場での</p>

<p>的住民移転（パラ1） 影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p>	<p>終版の公開前に地権者への合意取付と土地補償の支払いが開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。 ・漁民は生計手段や収入機会への影響を懸念しているにもかかわらず、何ら対策への合意を求められていない。 	<p>ジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用計画（生計回復措置）の策定プロセスと合意取付／補償措置実施の適切な手順（土地収用計画ドラフト／最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如） ・JICAによる影響住民の把握方法と対応（事業者・政府関係者のみでなく、当該住民との直接協議／聞き取り等） 	<p>については、現地制度上公開の義務はなく、影響の範囲や補償内容は2016年2-3月に対象地権者に対して説明されたとの説明がありました。加えて、現地制度でカバーされない非地権者も含むLARAPのドラフトは、着工前に説明、公開されたとの説明でした</p>	<p>LARAPドラフト版の公開期間＝2017年6月14日～8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者に対する補償支払開始＝2016年12月末（地権者から小作農等に対する作物補償支払いも、その後、間を開けずに開始） ・アクセス道路の工事開始＝2017年4月初頭 ・本体工事予定地における「公有地の侵入／利用に係る罰金規定」を記した掲示板的設置＝2017年5月 <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得計画の公開はJICAガイドラインの要件である。その他の点も含め、現地制度と整合が取れないことがわかっていたからこそ、JICA専門家による土地収用計画策定支援（2016～17年）を行なったと拝察する。環境レビューの際には、その点も考慮した賢明な判断をお願いしたい。 ・「LARAPのドラフトは、着工前に説明、公開」という説明は、アクセス道路工事に関しては誤りである。
--	--	---	---	--

			<p>LARAP ドラフトの公開中にアクセス道路用の一部工事が開始されています。現在は LARAP に基づき職業訓練（溶接工）、きのこ栽培推進、作業員としての雇用等の生計回復支援が提供されていますまた、実際に支援プログラム（キノコ栽培）に参加している住民からは、キノコ栽培が順調のため、従来の農業よりもキノコ栽培が主要な収入源になりつつあるとの説明もありました。</p>	<p>「LARAP ドラフトの公開中にアクセス道路用の一部工事が開始されてい」という点は、明らかなガイドライン違反である。本来は、被影響住民が LARAP ドラフト段階で最終化の意思決定プロセスに参加でき、最終版が公開され、個々の資産に応じた対策への合意取付が行なわれ、着工前に補償支払等が開始されるべきである。</p>
			<p>・用地取得により物理的に漁場に入れなくなる近海漁業民については、LARAP 作成過程の協議に参加し、生計回復支援の対象となっていることを確認しています。一方で、地方政府漁業局によれば、既設発電所の石炭運搬船による影響等も報告されているとのことであり、実施機関は、同局の助言も得ながら対応を検討する予定とのことでした。</p>	<p>沿岸の船を使わない小漁民だけでなく、ウジュングバン村などで懸念を示してきた漁民も本案件に係る意思決定プロセスへの適切な参加機会が確保されるべきである。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 2） 相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</p>	<p>・土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。</p>	<p>・移転・補償・生計支援の準備／実施スケジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更 ・適切な時期の補償・</p>	<p>上記のとおりです。</p>	<p>本来は、被影響住民が LARAP ドラフト段階で最終化の意思決定プロセスに参加でき、最終版が公開され、個々の資産に応じた対策への合意取付が行なわれ、着工前</p>

		支援の実施		に補償支払等が開始されるべきである。
同上 非自発的住民移転（パラ2） 補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。	作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償水準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、実際の補償支払額から計算した補償水準も一定にならない状況。	<ul style="list-style-type: none"> 再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開 補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止 	実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立のアプレイザーによって計算されたとのこと。	ここで指摘したのは、地権者が情報を得る機会についてではなく、作物補償の受領者である小作農等が補償水準額や算定方法を知る機会が確保されておらず、また、補償額について交渉する適切な機会が確保されていないという点である。 また、地権者が作物補償の支払額について裁量を持てる状況となっていたため、小作農等の補償受領額に不公平が生じたということである。（補償水準に一貫性がない。）
同上 非自発的住民移転（パラ2） 土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償	地権者以外の農地を生計手段とする農民（小作や農業労働者）に対し、代替地の提供などによる軽減措置は考慮されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮 	既に LARAP に基づく生計回復支援策が提供されていることを確認しています。また、アクセス道路や変電所用地以外では、農業継続が認められており、現時点では農業が継続可能な状態になっていることを確認しています。	ここで指摘したのは、今後、本案件が進んだ場合に、代替地の提供などの軽減措置が十分に考慮されていないという点である。農民が農地を失い、他の生計手段への移行を迫られるケースでは、特に、「移行期間を含め、生活水準が悪化することのないよう十分な配慮」が重要である。
同上 非自発的住民移転（パラ2） 以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコ	<ul style="list-style-type: none"> 土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。 漁民は生計手段や収入機会への影響を懸念しているにもかかわらず 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮 土地収用に関連しない生計手段の喪失や収入機会の減少に対する 	上記のとおりです。	実際に、アクセス道路工事および変電所の土地造成作業によって、農作物への実害や灌漑用水への影響を受けている農民が出ているが、そうした農民についても、生活水準が悪化することのないよう、適切な措置が必要である。

<p>コミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p>	<p>ず、これまでのところ、彼らに対する補償・生計回復措置は一切準備されていない。</p>	<p>軽減措置</p>		<p>また、今後、本体工事が進んだ場合、多数の農民が一度に農地を失うことが想定される。その場合にも生活水準が悪化することのないよう、移行期間も含め、きめ細かな生計回復支援が必要となる。沿岸の船を使わない小漁民だけでなく、ウジュングバン村などで懸念を示してきた漁民も本案件に係る意思決定プロセスへの適切な参加機会が確保されるべきである。</p>
<p>同上 非自発的住民移転 (パラ3 および4) 対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者以外の農民、漁民の多くは生計手段に影響を受けるにもかかわらず、補償・生計回復措置に係る協議に招待もされず、参加もしていない。 ・土地収用計画ドラフト版の公開前に、地権者への合意取付が行われ、土地補償の支払いはほぼ完了。作物補償も一部支払いが行なわれた。 ・多くの住民は土地収用計画ドラフト版が公開されていたのを知らなかった。事業者はコメント受付期間(2017年6月～8月始め)に影響世帯の戸別訪問を行ない意見聴取したが、不十分な説明・情報提供、署名の強制など、問題が指摘されている。 ・小作の作物補償の支払に際し、補償算定調査の結果について、当該住民が認識・確認できていないケースがあり(写しが手交されて 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計手段への影響を受けるインフォーマル・セクターの影響住民の適切な参加の確保 ・移転計画の策定プロセスと合意取付／補償・移転措置実施の適切な手順(移転計画ドラフト／最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如) ・移転計画ドラフト・最終版の公開・周知方法(これらの不備による意思決定への適切な参加の欠如) ・資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交 ・補償対象者の補償受領にあたり、領収書の 	<p>実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion (FGD) の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAP にもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGD とは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9割以上の被影響民に対し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。</p> <p>実施機関によれば、ドラフト版の LARAP は町役場で公表するとともに、個別に各世帯を訪問し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明とコメ</p>	<p>上述の整理番号 23 および 24、整理番号 68 のコメントを参照いただきたい。</p> <p>また、ブローチャーの配布については、その内容に対する住民の理解度等も確認し、意味のある情報提供となっていたかを確認すべきである。</p> <p>上述の整理番号 68 のコメントをご参照いただきたい。</p> <p>また、ドラフトが公開されていたことの確認の他、公開されていたという情報がどれだけ住民に周知されていたか、</p>

	<p>いない)、十分な補償交渉ができない。また、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されていない。</p>	<p>当該世帯への手交</p>	<p>ントの提出を求めたとの説明でした。署名については、あくまで説明を行った記録のために取ったもので、断られた場合強要はしていないとのことで、現に全ての被影響民から署名を得ている訳ではないことを確認しています。</p>	<p>つまり、意味ある公開となっていたかを確認すべきである。</p>
			<p>実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。</p>	<p>ここで指摘したのは、地権者が情報を得る機会についてはなく、作物補償の受領者である小作農等が補償水準額や算定方法を知る機会が確保されておらず、また、補償額について交渉する適切な機会が確保されていなかったという点である。 また、地権者が作物補償の支払額について裁量を持てる状況となっていたため、小作農等の補償受領額に不公平が生じたということである。(補償水準に一貫性がない。)</p>

以上

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel: 03-6909-5983, Fax: 03-6909-5986

4-④レビュー調査最終報告書（案）／補足資料に対する質問・コメントへの回答表

2019年9月6日

国際協力機構 審査部・企画部

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）レビュー調査
最終報告書（案）／補足資料に対する質問・コメントへの回答（FoE Japan/メコン・ウォッチ）

No	コメント	ご回答
最終報告書（案）への質問・コメント		
1.	<p>【最終報告書案①】 P.2-2～2-3</p> <p>1. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、少なくとも、案件 No. 4 では、「（区域 A）影響住民グループが JICA に複数回レターを提出。2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定した。」という状況が報告されており、また、案件 No. 13 では、「影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに一度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。」という状況が報告されていることに関し、貴機構のガイドラインの運用状況として、追記をお願いしたい。</p>	<p>案件 No.4、No.13 については、以下を報告書 2 章 2.2.4 (17) 外部からの指摘事項に追加しました。</p> <p>【No.4】 NGO より、（区域 A）影響住民グループが JICA に複数回レターを提出、2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請、しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定したとの指摘がなされている。</p> <p>【No.13】 NGO より影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに 1 度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなしとの指摘がなされている。</p>

<p>2.</p>	<p>P.2-6</p> <p>2. 「『2.5 社会環境と人権への配慮』に関し、全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。」との記載があるが、案件によっては、表現の自由など基本的人権が脅かされている／侵害されている事例も見られるのではないかと。たとえば、案件 No.4 (ミャンマー) では、移転した住民の中に、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めると、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている(異議申立書にも記載されている)。また、案件 No.13 (インドネシア) では、当該事業に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。ガイドラインの論点抽出の目的のためには、こうした指摘もきちんと併記すべきである。</p> <p>また、近年、大型開発事業に伴う土地収奪や生計手段の喪失に係る問題に取り組む環境・人権擁護者への脅迫や弾圧が強まっていることが世界的にも懸念されている(参照： https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/HRDefendersCivicSpace.aspx https://www.amnesty.org/en/documents/act30/6011/2017/en/ https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/at-what-cost/)。</p> <p>こうした国際的な動向についても追記をお願いしたい (P. 3-33 3-4-1 「ラギー原則」にも関連)。</p>	<p>No.4 について以下を報告書 2 章 2.2.4 (17) 外部からの指摘事項に追加しました。</p> <p>【No.4】 NGO より (区域 A) 移転した住民の中には、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいた。また、「土地の補償を求めると、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことと指摘がなされている。</p> <p>No.13 に関するご指摘は報告書 2 章 2.2.4 (17) に記載されています。</p> <p>また、国際的な動向について、報告書 2 章の 2.2.2 に、「国連人権高等弁務官事務所等によると、人権を擁護するため活動する者に対する脅しや攻撃が国際的な懸念となっていることが指摘されている。」と追記しました。</p>
-----------	---	---

<p>3.</p>	<p>P.2-11</p> <p>3. 「(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況」で、案件 No. 13 において「ES 借款中に用地取得が行われ」たことに関し、幾つかの確認点が記載されている。これらの確認は貴機構の担当課が通常の業務として行なったものか。それとも、同レビュー調査を行なったコンサルタントの確認によるものか。</p> <p>また、同案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、現地住民グループや国内外の NGO から問題（国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、ガイドラインの論点抽出の目的のためには、これらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載している内容はレビュー調査で確認したものです。ご指摘を受けていることに関しては、「2017年9月以降、NGOより累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」旨記載しております。 ・「国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない」については、「実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion（FGD）の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAPにもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGDとは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9割以上の被影響民に対し、LARAPの要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。」と記載しております。 ・「小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く」については、「実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。」と記載しております。 ・「用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている」については、「変電所部分（送電含む）のEIAは2011年6月に承認されたが、当初計画から事業対象地域に変更があったので、新たに加わった地域を含める形でEIAを修正、現在承認機関（西ジャワ州環境局）にて審査中。」と記載しております。今回当該部分について修正のご要望を頂きましたので、ご要望に沿って以下のとおり追記しました。
-----------	---	--

		「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」
4.	P.2-14 4. 「RAP/ARAP が作成されていない 5 件」とあるが、この 5 件は「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト」であったか。また、RAP/LARAP が作成されなかった 5 件の案件名を教えてください。また、作成されていない理由は何であったか。	No.34, 47, 48, 49, 78 のうち、No.34 を除く 4 件はいずれも大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトではありません。No.34 は、ES 借款のため、環境社会配慮文書作成は ES 借款の TOR に含まれていました。No.34 以外は、補償方針やステークホルダー協議の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意したため、RAP/ ARAP を作成していません。
5.	P.2-14 5. 「現地調査を実施した 8 案件中生計回復が対象となる 5 案件について、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査」した結果が記載されているが、全体として、生計回復できている／できていないと十分に判断するのに必要な情報や根拠に欠けるのではないか。十分な判断材料がないのであれば、確認が難しいこと、また、その理由を記載していただき、モニタリング時の課題として別途議論につなげるべきではないか。	ご指摘の 5 案件は、現地調査において現段階での被影響住民の生活水準等の確認を行いました。現地調査の結果だけに基づいて生計回復できているかどうかの確認を行っているわけではありません。通常、生計回復については、現地調査の収集情報だけでなく、外部モニタリング報告書や住民からの苦情等も参考にして継続的に確認しています。また、左記の 5 件については住民移転実施中もしくは移転後まだ時間が経過していない、または生計回復策を実施中であり、生計回復したか否かを判断できる段階ではありませんでした。このため、引き続き、モニタリング等を通じて確認していきます。
6.	また、案件によって記載内容に差異があり、全体の状況が掴みにくい。可能であれば、少なくとも、以下の点について、記載の追記をお願いしたい。 ・案件 No. 5 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「337 世帯」の移転世帯のうち、今回訪問した移転地には何世帯が移転し、そのうち何人にインタビューを行なっ	本調査では 155 世帯が移転した Baprola 移転地を踏査しました。本事業による移転対象世帯が複数居住するアパートを訪問し、集まった約 20 人の住民に対しインタビューしました。ただし、当該住民の属性について確認は行っていません。

	た結果として記載されているのか。また、インタビューを行なった住民はスラム居住者等の社会的弱者であったか否か。	
7.	<p>・案件 No. 13 については、現地調査で誰（現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた農民）にインタビューを行なった結果として記載されているのか。</p> <p>なお、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電所用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。（P. 2-40 の記述内容も同様）</p>	<p>・現地政府機関及び、生計手段に影響を受けた農民にインタビューを行いました。No.5 でお答えしたのと同様、本件においても生計回復策を実施中であり、生計回復したか否かを判断できる段階ではありませんでした。</p>
8.	<p>・案件 No. 24 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「362 世帯」の移転世帯のうち、何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、地元政府が「副業の支援を提供」したことの効果について、当該住民はどのように回答しているのか。</p>	<p>移転対象住民のうち、4 世帯 6 名から聞き取りを行いました。副業の支援については、被影響住民の中に移転後に支出が増えた、と回答した住民がいたため、地元政府が公共事業の被影響住民を対象とした副業の支援を提供していること、今後、必要があれば本事業の被影響住民も支援を受けることが可能だと説明があったものです。今後も継続して被影響住民の移転後のモニタリング結果を確認し、副業の支援のニーズや効果について確認していきます。</p>
9.	<p>・案件 No. 42 については、現地調査で誰（現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた住民）にインタビューを行なった結果として記載されているのか。</p>	<p>案件 No.42 については、実施機関、及び被影響住民のバーベイク族の村（村人約 40 名（内女性 7～8 名））、マサイ族の村（PAPs3 名）、でのインタビュー結果を掲載しています。</p>
10.	P. 2-30	<p>レビュー調査を実施するにあたって 2017 年 8 月に書簡を頂いているので、その時点で踏まえるべきとお考えのものはその書簡に含まれて</p>

	<p>6. 「表 2-17 外部からの実施機関への指摘の概要」の案件 No. 13 について、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載の修正をお願いしたい。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」</p>	<p>いるという認識で、その時点とそれ以降に分けて記載したのですが、ご要望に沿って以下のとおり、追記しました。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等があるとの指摘がなされている。」</p>
11.	<p>P. 2-31</p> <p>7. 「表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要」のベトナム・ハノイ市都市鉄道建設事業案件について、状況の欄に「検討結果に対する異議申立人からの意見書 2014 年 12 月 9 日」の記載漏れが、また同様に、案件 No. 4 について、状況の欄に「当事者からの意見書 2014 年 12 月 3 日」の記載漏れが見られるので、追記をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の点を 2 章 2. 2. 4 (17) に追記しました。</p>
12.	<p>【最終報告書案②】</p> <p>P. 1</p> <p>8. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、上述の質問・コメント 1. で記したような状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、論点に含めていただきたい。</p>	<p>コメント 1. について、案件 No.4 では JICA は以下のように確認しています。</p> <p>2014 年 2 月 3 日以降、ミャンマー国政府と現地ステークホルダー間の対話が十分かつ円滑に行われることを重視し、ミャンマー政府が TSDG（Thilawa Social Development Group：被影響住民が設立したコミュニティベースの組織）に意向確認した上で、まずはミャンマー政府とよく対話をするよう累次に亘り TSDG に促してきました。</p>

		<p>2014年4月23日～25日の間にTSDGからJICAとの面談依頼があり、2014年5月28日にJICAミャンマー事務所より、TSDGに対して、ミャンマー政府、JICAと3者で対話を行うことを要請し、JICA本部において対話を実施されておりました。</p> <p>(なお、2013年10月15日には、ティワラ地区近郊で、JICA民間連携事業部長及びミャンマー事務所長がTSDG代表と面談し意見交換を行っている事実もあり、対話を行っておりました。)</p> <p>また、案件No.13ではJICAは以下のように確認しています。</p> <p>これまでに被影響住民グループとの間で、現地で2度、本邦で2度協議を行い、健康被害や人権侵害、環境許認可の不備等の問題点の指摘を直接聴取しました。</p> <p>また、協議の場で指摘された点については、実施機関に対しても申し入れています。</p> <p>一方、No.4については、異議申立審査役報告書において、「4月7日のレターを受領した後、JICAは、4月28日にTSDGに電話で連絡を行っている。」旨が説明され、「ステークホルダーからの指摘に対して回答を行っている事実は認められ、JICAの行為にガイドライン1.4(重要事項4)の不遵守があったとは言えない。」と結論づけられています。ただし、同時に、より丁寧な対応をすることが望ましかったと思われる、と指摘されているため、今後ともより丁寧な対応に努め運用の改善に努めます。</p>
13.	<p>P.7～8</p> <p>9.「2.5 社会環境と人権への配慮」の項目において、上述の質問・コメント2.で記したような事項の追記をお願いしたい。また、論点(案)として挙げられている「人権にかかる配慮項目とその範囲」等のなかでは、個別の事例や国際的な動向を踏まえ、貴機構として、</p>	<p>コメント2.に関しては、JICAでは以下のように確認しています。</p> <p>【No.4】異議申立審査役の異議申立に係る調査報告書(2014年11月)においても脅迫の事実は見つからず、ミャンマー政府関係者やJICA専門家の関係者で住民との協議をモニタリングしていたスタッフなど様々な確認を行いました。合意文書に署名しなければ住民の資産が</p>

	<p>ガイドラインの下、どのような人権配慮をしていくべきかの議論も含んでいただきたい。</p>	<p>取り壊され、補償も得られないだろうといった発言がなされたことは確認できませんでした。</p> <p>また、個別の事例や国際的な動向を踏まえた人権配慮については、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
14.	<p>P.10</p> <p>10.「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」の項目において、「別途、『異議申立手続き』の見直し作業を通じて対応」との記載があるが、この「異議申立手続きの見直し」は、どのようなスケジュールで行なわれる予定か。</p>	<p>異 議 申 立 手 続 要 綱</p> <p>(https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf) の「16.見直し及び経過規程」に従い、環境社会配慮ガイドラインの見直しに併せて検討致します。具体的には、2019 年内にそれまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価について情報収集・分析に着手します。</p>
15.	<p>P.12～13</p> <p>11.「【追加調査アイテム】」において、「NGO 等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。」とあることから、論点に「エンジニアリングサービス (ES) 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応 (モニタリング、および、貸付停止を含む) の要否」を含めていただきたい。また、エンジニアリングサービス借款事業では、案件 No. 13 のように、JICA の本体借款に係る環境レビューの開始時期が現行のガイドライン上の情報公開規定ではわからない。したがって、論点に「エンジニアリングサービス (ES) 借款案件の本体事業に係る JICA の環境レビュー開始時期の情報公開の要否」を含めていただきたい。</p>	<p>論点「エンジニアリングサービス借款供与時の環境レビュー実施の要否」に含めて、環境レビュー実施後のモニタリングや合意文書に基づく相手国等への適切な対応の要求について、今後の包括的検討で議論させていただきます。。</p> <p>また、ES 借款後の本体事業に関わらず、環境レビューの開始時期については、案件形成の進捗や両国政府の協議状況に応じて決まるものであり、情報公開は行っておりません。</p>
16.	<p>P. 28</p> <p>12.「6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認」については、上述の質問・コメント 5. をご参照いただきたい。</p>	<p>5 番をご参照ください。</p>

17.	<p>P. 27～29</p> <p>13.世銀 ESS 5「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」を踏まえ、「『生計手段の喪失』に『土地や資源へのアクセスの損失』が含まれることを明記することの要否」を論点に含めていただきたい。</p>	<p>論点「ESS との乖離がないことの要否」において ESS 5 に沿った対応についても含みます。また、論点（案）29 ページには、住民移転計画の構成要素として、経済的移転の場合、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援等が含まれることが記載されています。</p>
18.	<p>P. 27～29</p> <p>14.NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開」および「補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止」、また、世銀 ESS 5 の para 13 の内容（「補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされること」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 13 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。</p> <p>また、これに関連して、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手段として、「資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交」すること、「移転・補償対象者が署名した合意文書について、その写しを当該世帯へ早急に手交」すること、「補償対象者の補償受領にあたり、領収書を当該世帯に手交」することの要否を論点に含めていただきたい。</p> <p>さらに、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手順として、「移転計画の策定と実施プロセス（移転計画ドラフト／最終版の公開時期と合意取付／補償支払・移転措置の実施の適切な手順）」について論点に含めていただきたい。</p>	<p>論点「ESS との乖離がないことの要否」において ESS 5 に沿った対応についても含められています。また、世銀 ESS 5 para 13 の内容については論点案に追記しており、PAPs に対して透明性のある手続きも含まれています。より具体的な内容、及び ESS 5 para 13 以外に論点として提案いただいた点については、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>

19.	<p>P. 27～29</p> <p>15.NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮」、また、世銀 ESS 5 の para 29 の内容（「生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 29 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。</p>	<p>「ESS との乖離がないことの要否」において ESS 5 に沿った対応についても含まれていると理解しています。また、世銀 ESS 5 para29 の内容については論点案に追記しています。今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
<p>補足資料（個別案件シート No. 13「インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業（E/S）」）への質問・コメント</p>		
20.	<p><ガイドライン改定に向けた論点係る質問・コメント></p> <p>p.2</p> <p>整理番号 17</p> <p>・「スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。」との記載について、本案件でスクリーニング様式が提出されなかった理由は何か。E/S 借款であることが理由であり、本体借款の要請時には改めてスクリーニング様式の提出がなされるということか。</p>	<p>スクリーニング様式が提出されていない案件は他にも多数ありますが、時間が経過していることもあり理由は必ずしも明らかではありません。他方で本件に関してはガイドライン上大規模な火力セクターに該当することは明らかであり、スクリーニング様式がなくともカテゴリ分類が可能だったと推測されます。本件は既にカテゴリ A であることが確定しているため、改めての提出は想定されていません。</p>
21.	<p>p.3</p> <p>整理番号 21</p> <p>・「権利が制限されている地域の該当状況：該当しない」との記載について、ここで「該当しない」という結論を出した根拠は何か。また、この結論を出すために利用・参照している情報・文書等があるようであれば、ご教示願いたい。</p> <p>なお、本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相</p>	<p>本件に関しては、事業に反対するグループを含めてステークホルダーとの協議が行われてきており、率直な意見が伝えられているため、権利が制限されている地域には該当しないと判断しました。</p>

	手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にある。	
22.	<p>p.5 整理番号 39</p> <p>・「モニタリング結果の受領」 「審査時の合意：合意していない。」との記載について、「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案②」の論点に「エンジニアリング・サービス (E/S) 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の要否」を含め、「E/S 借款契約時のモニタリング結果の受領に関する合意の要否」についても議論させていただきたい。</p>	15 番をご参照ください。
23.	<p><個別案件シート No. 13 の記述内容への修正・追記要請></p> <p>p.3 整理番号 21</p> <p>・本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にあることを追記していただきたい。</p>	<p>ご指摘の「国旗侮辱罪」等が冤罪であり、相手国政府による深刻な人権侵害があったと断定する根拠が確認されていないため、整理番号 21 への追記は適当ではないと考えます。</p> <p>但し、外部からご指摘がある点は個別案件シート整理番号 69 に記載済みです。（また、今回のご要望に沿って追記予定です。）</p>
24.	<p>整理番号 23 および 24</p> <p>・「変電所・送電線の修正版 EIA は現在現地審査中。」との記載があるが、「相手国の国内法遵守の有無」についての記載事項であることから、違法工事が実施されていた経緯も含めて記載していただきたい。具体的には、「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土</p>	<p>ご要望に沿って以下のとおり追記しました。</p> <p>「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」</p>

	<p>地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」等の記載が妥当であると考える。</p>	
25.	<p>p.5 整理番号 38</p> <p>・「エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況」として、「用地取得・住民移転：国内法（Law No.2/2012）に基づき用地取得の計画及び非地権者も含めた被影響住民を対象とした LARAP に沿って補償、支援が行われている。」との記載があるが、本案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、住民グループや国内外の NGO から問題（地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が EIA に沿っておらず違法に実施されていた等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記していただきたい。</p>	<p>・「国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない」については、「実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion（FGD）の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAP にもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGD とは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9 割以上の被影響民に対し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。」と記載しております。</p> <p>・「小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く」については、「実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。」と記載しております。</p> <p>・「用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている」については、「変電所部分（送電含む）の EIA は 2011 年 6 月に承認されたが、当初計画から事業対象地域に変更があったので、新たに加わった地域を含める形で EIA を修正、現在承認機関（西ジャワ州環境局）にて審査中。」と記載しております。今回当該部分について修正のご要望を頂きましたので、ご要望に沿って以下のとおり追記しました。</p>

		「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」
26.	<p>p.8 整理番号 69</p> <p>・「2017 年 9 月以降、NGO より累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」との記載があるが、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載を修正いただきたい。</p> <p>「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」</p>	10 番をご参照ください。
27.	<p>p.9 整理番号 76</p> <p>・「対象者と文書等で合意をしているか」の項目で、非自発的な物理的移転を強いられる 3 世帯についての合意状況も記載していただきたい。（NGO が把握している限りでは、少なくとも、1 世帯は未合意である。）</p>	<p>以下の内容を追記しました。</p> <p>「住民移転が必要な 3 世帯のうち、1 世帯は既に移転済。1 世帯は補償価格には合意済で建設予定地が完全に閉じられる際に移転予定。もう 1 世帯は補償価格に合意しておらず、引き続き交渉を行っている状況。」</p>

以上